

保安関係説明資料

平成25年7月

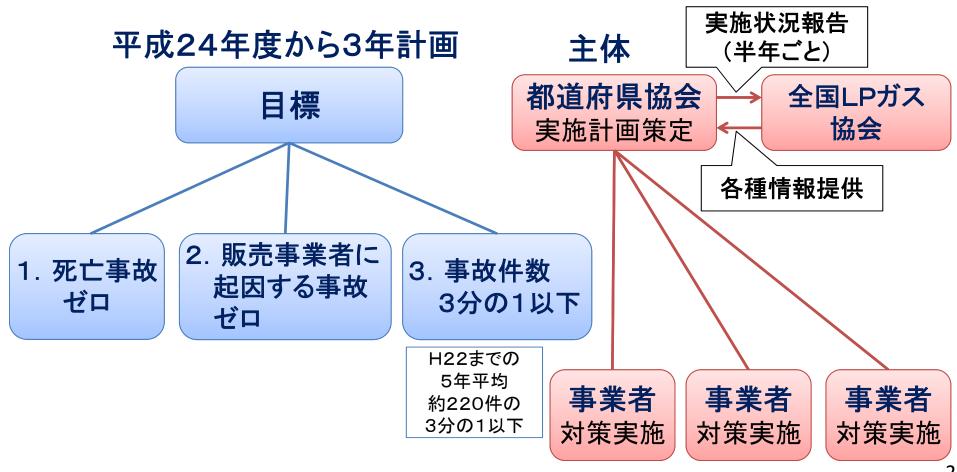


1. LPガス安全安心向上運動について

(1)運動の概要

都道府県協会が主体となり、各々の計画に基づき以下の目標に向けて取組みを実施しているところです。

本年度は3年計画の2年目となりますが、近年の事故件数が増加傾向にあることから、一層の推進を図る必要があります。



(2)全L協からの推奨事項

- ① 供給機器の期限管理の徹底
- ② ガス放出防止器またはガス放出防止型高圧ホースの設置促進
- ③ 業務用施設の事故防止対策の推進 (CO中毒事故防止等)
- ④ 未使用ガス栓の誤開放を防止するカバー(閉栓カバー)の設置促進
- ⑤ 自主保安活動チェックシートを活用した自己診断の推進
- ⑥ 雪害に起因する事故防止対策の徹底 (雪害のおそれのある地域)





(3) 自主保安活動チェックシートを活用した自己診断の推進について

経緯

- ・平成16年度から経産省及びLPガス安全委員会等において、LPガスの保安水準を維持・向上するための一方策として評価項目75点以上の保安優良販売事業者・事業所が対象となる保安功績者表彰制度が発足した。
- ・一方、当協会(当時は日連)では、平成16~21年度まで事故防止対策として、「全国一斉LPガス保安高度化運動」を実施し、その推進を図るため販売業者向けに「保安高度化マニュアル」を作成し、その中に上記表彰制度の評価項目を掲載し、自社の保安レベルを自己診断するよう推進した。
- ・その後、この評価項目は表彰対象事業者等への申告用を中心に活用され、自己診断用としての用途は薄れてきている状況にある。
- ・そうした中、経産省より近年事故件数が増加傾向にあることから、事故防止対策の一環として、この評価項目(自主保安活動チェックシート)を再度活用し、自社の自己診断を実施するよう促されたことなどを受け実施することとなった。

スキーム

(1) LPガス販売業者の対応

- ① 都道府県協会を通じて送付した「LPガス消費者保安功績者表彰実施要領」に添付される申告書の評価項目を活用して、自社の保安レベルを自己診断する。
- ② 自己診断結果を踏まえ、自社の保安レベルの更なる向上を図る。
- ③ 所属の都道府県協会へ同チェックシートを返送する。

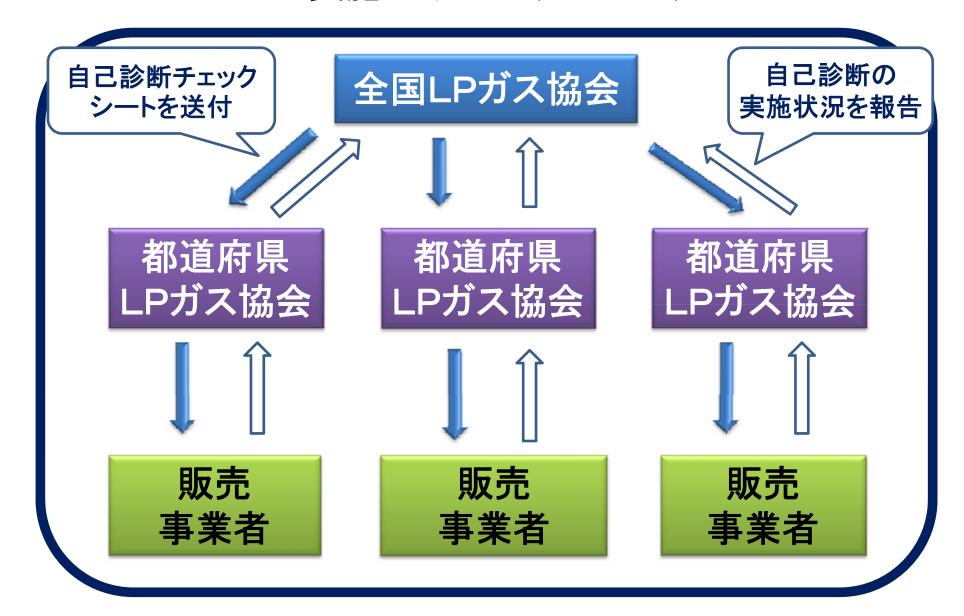
(2) 都道府県協会の対応

- ① 販売業者から返送された同チェックシートを各項目ごとに集計し、自県の保安レベルを把握するとともに今後の本運動の推進に繋げる。
- ② 返送された中に75点以上の販売業者があった場合は、表彰制度(保安優良販売業者)の基準に照らし積極的に推薦する。
- ③ ①の自県の集計結果を8月23日(金)までに全L協に報告する。

(3) 全L協の対応

都道府県協会からの集計結果をとりまとめ、フィードバックする。

実施スキーム(イメージ)



登録事業者名 ※事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所名を記載すること。									
(自主保)	評価項目 安活動自己診断チェックシート)								
100%とは99%を超えるものをいう。									
内容	解説	配点			得点	備考			
」・責任と権限の明確化									
保安確保の目標を達成するため、計画、 実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)			0	×	点	5点又は0点			
	実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	3点	0	×	点	3点又は0点			
	責任者により目標と実行に対して定期的に		0	×	点	2点又は0点			
	100%とは99%を超えるものをいう。 内容 ・責任と権限の明確化 保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画	※事業所単位での申告の場合はか 評価項目 (自主保安活動自己診断チェックシート) 100%とは99%を超えるものをいう。 内容 内容 解説 「責任と権限の明確化 保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	※事業所単位での申告の場合はかっこ書きで 評価項目 (自主保安活動自己診断チェックシート) 100%とは99%を超えるものをいう。 内容 解説 配点 「計画とと権限の明確化 「おきな、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていると。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画検討・評価の例責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価の例	※事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所 評価項目 (自主保安活動自己診断チェックシート) 100%とは99%を超えるものをいう。 内容 解説 配点 解説 配点 いず に 特責任と権限の明確化 保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。) 検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われ	※事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所名を 評価項目 (自主保安活動自己診断チェックシート) 内容 解説 配点 いずれかに〇 に会議の明確化 「特性と権限の明確化 お画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安 啓発等の数値化された実施計画が書面で 常定されている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面ではないて、具体的な数値化された計画が書面ではないて、具体的な数値化された計画が書面ではないて、具体的な数値化された計画が書面ではないで、具体的な数値化された計画が書面ではないで、具体的な数値化された計画が書面では、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面では、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画は対策されている。 「実行の例 に関係していること。) 検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われ、とは、「会社の関係と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われ、とも、とは、「会社の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	※事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所名を記載する 評価工賃目 (自主保安活動自己診断チェックシート) 100%とは99%を超えるものをいう。 内容 解説 配点 いずれか につ 得点 「特点 「特点 「特点 「特点 「特点 「特点 「特点 「特点 「特点 「			

N	o.2 安全機器	等の設置の取り組み							
		設置を推進しており、消費者の要望に応じ 積極的に導入していること。 (設置率100%以下でも可[〇]。)			2点	0	×	, t	(2点又は0点
			1	法令義務施設以外の施設も含みま す。					
		数署 変1.00%	2	対象から除かれるのは、燃焼器が屋外 にあるもの及び、浴室内にあるものの みです。					
(1)	ガス漏れ警報器	(一消費者に対しガス漏れ警報機が複数 設置されている場合であっても、設置率の 設置数(分子)は1とする。)	3	消費者拒否の場合は未設置となります。	1点		×		: 1点又は0点
			4	交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。				,	1,711,77,12,771
			設置率	○○% 設置数 一般消費者数					
	ガス放出防止器 又はガス放出防 止型高圧ホース	設置を推進しており、消費者の要望に応じ 積極的に導入していること。			2点	0	×	Ą	(2点又は0点
2		設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (供給設備数は、一般住宅、集合住宅等 の設備数の合計設備数とする。)	設置率	設置数 供給設備数	1点	0	×	J.	〔 1点又は0点

		設置を推進しており、消費者の要望に応じ 導入できる体制になっている。(設置率 100%以下でも可[〇]。)		2点	0	×	,Á	2点又は0点
3	③ 漏洩検知装置	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス 栓までの供給管及び配管からの漏えいが確 認できるものであればマイコンS等でも可。	1点	0	×	点	. 1点又は0点
		(供給設備数は、一般住宅、集合住宅等 の設備数の合計設備数とする。)	設置数供給設備数					
		設置を推進しており、消費者の要望に応じ 導入できる体制になっている。 (設置率70%以下でも可[○]。)		2点	0	×	点	2点又は0点
4	集中監視システ ムの導入	導入率70%以上	消費者拒否の場合は未設置となります。 導入 本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5点	0	×	点	5点又は0点
(5)	安全装置付きガスコンロ	設置を推進しており、消費者の要望に応じ 積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油 過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	0	×	点	. 1点又は0点
6	ガス漏れ警報器 連動遮断装置	積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも 含み、全てガス漏れ警報器と連動しているも のをいいます。	1点	0	×	点	. 1点又は0点
7	火災警報器付き 複合型警報器	火災警報器付き複合型警報器の設置を推 進しており、消費者の要望に応じ積極的に 導入していること。	ここでいう火災警報器付き複合型警報器とは、火災警報器にガス漏れ警報器・CC(一酸化炭素)警報器が複合した警報器をいいます。	1点	0	×	坑	. 1点又は0点

N	 o. 3 予防保全	 (期限管理)						
0	① 調整器の定期交 換	I 類; S型は製造年月から10年、 Ⅱ類; N型は製造年月から7年 を経過した期限切れのものがないこと。 (集合住宅等については一施設一台とす る。)	I 類 未 交 換 率	5点	0	×	点	E 보 자 140 보
			Ⅲ 類 未 交 換 率	ρ.Μ. 	O	*	, A.	5点又は0点
2	② 高低圧ホースの	I 類; S型は製造年月から10年、	I 類 未 交 換 率	E.B	0		F	
	学期参議	Ⅱ類;N型は製造年月から7年 を経過した期限切れのものがないこと。	Ⅲ 類 未 交 換 率	5点	0	×	点	5点又は0点
3	定期交換の管理	上記①~②の交換期限リストが抽出できる ソフトが組み込まれたコンピュータによる期 限管理が導入されている。		5点	0	×	点	5点又は0点
4	老朽化設備・機 器の一掃		定期調査点検時ほか容器交換時点検、検 針時に期限切れや老朽化設備を確認し、老 朽化した設備・機器の一掃を推進している。	2点	0	×	点	2点又は0点
			合 計	46点			点	

	.保安管理体制	刊 費者の99%を超える場合を指す。									
1	項目	内容			解記	配点	いずれか に○		得点		備考
N	o.1 資格者の	確保									
従る	事者の資格(二	150%以上	00'	% =	延べ資格者数(*1) 液石法の販売事業に係 る従事者数(*2)	5点	0	×			
販、	設備士、業務主 者代理者)取得状			液化理者「液化、液化、液化、液化、液化、液化、液化、液化、液化、液化、液化、液化、液化、液	各者数」とは、第二種販売主任者、 石油ガス設備士、業務主任者代 取得者の合計数を指す。 日法の販売事業に係る従事者数」 液石法の販売事業に係る経営者、 ・経理担当、パート・アルバイト等 採用者も含んだ数。	2点	0	×		点	5点、2点又 は0点
N	o. 2設備工事										
西己名	管図面の保管	法定の保存期間(5年間)を超えて、全消 費者の配管図面を保管している。			とは、LPガス設備全体の配管図 ます。	5点	0	×		点	5点又は0点
N	o.3 CO(一酸	化炭素) 中毒事故防止対策									
1	不完全燃焼防止 装置が付いてい ない器具を使用 している消費者へ の保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進するとともに、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。				3点	0	×		点	3点又は0点
2	排気筒の保安啓 発活動	定期消費設備調査の際に、排気筒の腐食、外れ、鳥の巣による閉そく、材料等の異常がないことを確認するとともに、消費者への排気筒の事故防止についての啓発活動を行っていること。				2点	0	×		点	2点又は0点
3	装置の付いてい	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器について、未交換率が0%である(不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器がない)こと。				5点	0	×		点	5点又は0点

No. 4 埋設管の ³	管理								
		1.	「埋設管の点検・調査を要する施設」とは、一般家庭も含み、次のものを除いたものです。						
		0	S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端 ガス栓までの供給管及び配管からの漏 えいが確認できるもの。						
腐食測定の実施及 び改善等	埋設管の点検・調査を要する施設について、全て腐食測定を行い、かつ、腐食測定 で不合格となった施設について改善率が1 00%となっていること。	2	壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配 管等の腐食を引き起こす可能性のある 水、土等と接触していないことが明らか なもの。	5点	0	×		点	5点又は0点
		3	PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。 (詳細は高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル改訂版」を参照のこと。)						
		2.	腐食測定で不合格となり、その後の漏 洩試験で漏洩がない場合は漏洩検知 装置の設置でも、改善とみなす。						
			合 計	25点			0	竔	

	去定保安業務以外の自主的な保 費者の99%を超える場合を指す。	安高度化の取り組み)						
項目	内容	角军言兑	配点		れか ()	得	点	備考
No.1 自主的な	保安高度化の取り組み							
法定期間内にお	全消費者に対し、4年点検項目(定期供給	1年に1回以上。	3点	0	×			
① 伝足期可りにの ける供給設備点 検頻度	設備点検)について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、か	2年に1回。	2点	0	×		点	3点、2点、1 点又は0点
15/29/52	つ消費者に通知していること。	3年に1回。	1点	0	×			
法定期間内にお	全消費者に対し、4年調査項目(定期消費	1年に1回以上。	3点		×			
少ける消費設備調	設備調査)について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、か	2年に1回。	2点	0	×		点	3点、2点、1 点又は0点
查頻度	つ消費者に通知していること。	3年に1回。	1点	0	×			
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		4点	0	×		点	4点又は0点
④ 安全装置の有無 の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置(一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等)の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っていること。		4.点	0	×		点	4点又は0点
No. 2 消費者保	安啓発活動							
① 消費者への保安 啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例:保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		5点	0	×		点	5点又は0点
∞ 安月間における	10月の消費者保安月間に自主啓発活動 を実施している。 (例:LPガス安全委員会のリーフレット配布 やポスター掲示。)		5点	0	×		点	5点又は0点
高齢者、障害者 ③ 世帯等に対する 特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や障害者を把握 し、重点的な保安啓発活動を行っている。		5点	0	×		点	5点又は0点
		合 計	29点			0	点	
総合計(I + II	+ III >							
		総合計	100点	-		0	点	_

(4)平成24年度LPガス安全安心向上運動の実施状況

[都道府県協会がH24.4~H25.3までに実施した主なもの]

① 販売事業者に起因する事故防止対策

販売店への講習会・・・・・・45協会 販売店への個別訪問・・・・13協会

② CO中毒事故防止

販売店への講習会・・・・・・25協会 チラシ・パンフシール等配布・・22協会 CO検知器の点検・検査・・・・12協会

③ お客さまの不注意による事故防止

販売店への講習会・・・・・・21協会 展示会、イベント等・・・・・9協会 消費者向けチラシ等配布・・・24協会 CM、広告等・・・・・・8協会 閉栓カバー設置促進・・・・・9協会

4 自然災害等

販売店への講習会・・・・・・11協会 消費者向けチラシ等配布・・・12協会 CM、広告等・・・・・・・5協会

⑤ その他の取組み

ガス放出防止型高圧ホース取付・期限管理・放置容器回収

(5)都道府県協会が実施した主な対策の概要

県	名		講演	会•研	習会		パ		チラシ		ル	į	展示多	会等イ	ベン	-	:	会報	•см	•広告	ī		個	別指	導		閉栓力 バー	CO測定 器点検	その他の取組み
		実施	販	co	客	自	実施	魬	co	客	自	実施	販	co	客	自	実施	販	СО	客	自	実施	販	co	客	自	客	実施	
1 北	海道	0	0				0				0	0			0							0			0				高圧ホース
2 青	森県	0	0		0							0			0		0				0	0	0						
3 秋	田県	. 0	0	0	0		0				0						0				0								埋設管
4 岩	手 県	_	0				0			0	0											0							埋設管
5 山	形県	_	0				0				0																		
6 宮	城 県		0																										法令· 期限管理
7 福	島県		Q									<u> </u>					0										<u> </u>		埋設管
8 栃	木県	-	Q		Ō							Q		0			_										<u> </u>	<u> </u>	
9 茨	城県		Q		Ö		Ö			0		Ö			0													0	期限管理
10 千	葉県		Ŏ	ΙŌ	Ŏ		Ŏ																					0	埋設管
11 埼	玉県	_	Ŏ	Ŏ	0		Ŏ			Ŏ							0					<u> </u>					<u> </u>		埋設管·放置容器
12 群	馬県		Ö	ļ			Q	0	Ö	Ŏ							_					<u> </u>					<u> </u>		法令遵守
13 東	京都		ļ				Ö			Ö		0					0					<u> </u>							機器管理
	奈川県			 _ _ _ _ _ 	<u> </u>	<u> </u>	Ö	0		0	_		<u> </u>				<u> </u>		-	_	<u> </u>	-			<u> </u>		 		
15 新	<u> </u>	_	읏	 으			으			<u> </u>		-					0		-		10	-							
16 長	野県		8	10		-	0			8		\vdash	-	-			6	_	 	 	-	\vdash	-		_	-	\vdash	0	
17 山	梨県			\vdash			18			18		_					\vdash		10	10	-	-					8		
18 静	岡県	_	$\stackrel{\circ}{\sim}$	10	 으		10			\vdash		8			10	8	6			6		-					\vdash	0	
19 愛	知県		0	\vdash					\vdash			\vdash				19	19			19		 					 		#07 0 #\$ TB
20 三	<u>重</u> 県		6	18			0		10	8	0						-				1	-					 		期限管理
21 岐 22 富	<u>阜</u> 県山 県		8	\vdash		\vdash	\vdash			\vdash							6			6	6	0					<u> </u>		古松本
23 石		_	ŏ									0				6	\vdash			-	\vdash	lŏ	6				 		高齢者
24 福	<u>川</u> 井 県		ŏ	6		0	0		6	0	0	\vdash				\vdash						├	\vdash						配送時事故
25 滋	<u>开 牙</u> 賀 県	_	ŏ	tŏ	6	\vdash	ŏ		\vdash	\vdash	ŏ						6			6		0	6						環境·節電
26 京	都 府	_	ŏ	tŏ	\vdash	0	ŏ		0	0	\vdash	0					lŏ			\vdash		Ιŏ	tŏ				 	0	無事故表彰
27 奈	良県		ŏ	tŏ		\vdash	ŏ		Ιŏ	Ιŏ	0	Ť					 					lŏ	Ιŏ	6			 	-	配送
	歌山県	_	ŏ	tŏ			 		\vdash	\vdash	\vdash	0	0				6			0		├	\vdash	\vdash			 	0	80/2
29 大	阪府		ŏ	tŏ	0	0	0	0	0		0	Ť	Ť				ŏ			ŏ		10	10				0	Ť	
30 兵	庫県		Ŏ	Ť	Ŏ	Ť	Ŏ	Ť	Ŏ		Ť						Ť			Ť		Ť	Ť				Ť		無事故表彰
31 島	取県	_	Ō		Ιŏ		Ō		Ιŏ								О				$\overline{}$								容器回収
32 岡	山県		Ō		Ō	$\overline{}$	Ō		Ō	0		0	0				<u> </u>					О	$\overline{}$				1	0	容器回収
33 島	根県	_	Ō		Ō	Ō	Ō			Ō		Ō			0							Ō	Ō				1		法令遵守
34 広	島県		Ō		Ō		Ō	0	$\overline{}$	Ō																	1		1
35 Ш	口県		0				0		0	0		0			0														法令遵守·表彰
36 徳	島県	0	0				0					0	0														0		
37 香	川県	_	0			0	0		0			0			0												0		容器回収
38 高	知県	. 0	0				0	0				0	0															0	ガス検知器点検
39 愛	媛県		0	0	0	0	0		0	0																		0	高圧ホース・鎖掛
40 福	岡県	_	0									0			0														
41 佐	賀県		0	0	0		0															0						0	
42 長	崎県		Ŏ				Ŏ			Ŏ		_																	
43 大	分県		Ó				0			0		0			0		<u> </u>												法令遵守
44 熊	本県																				1	0						0	法令遵守
45 宮	崎県		<u> </u>	ΙÒ			0					<u> </u>					<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>						
	児島県				<u> </u>	_	<u> </u>		<u> </u>	_			<u> </u>				-		-	-	-	ļ		_	<u> </u>	_	<u> </u>		
47 <u>沖</u>		_	0	0	0	0	0		0	0			L.		_		<u> </u>	_		_		0	0	0	0	0	<u> </u>		
合	<u>計</u> 販売事業	47	45	25	21	11	36	5	22	24	12	19	5	2	9 7	3	15	1	2	8	5	15	13	3	3	1	9	12	

(6)都道府県協会実施状況一覧表(平成24年4月~25年3月)

ti	協会名	独自の	主な対策
1	北海道	・販売事業者に起因する事故防止対策・自然災害対策	・CO中毒事故防止 ・お客さまの不注意による事故防止
2	青森県	販売事業者に起因する事故防止対策雪害対応	・お客様の不注意による事故防止
3	秋田県	・販売事業者に起因する事故防止対策・CO中毒事故防止対策・自然災害対策・お客様の不注意による事故防止	・埋設管事故防止対策・保安業務規程の再確認・保安業務受委託状況の確認
4	岩手県	・販売事業者に起因する事故防止対策 ・CO中毒事故防止 ・自然災害対策	・お客様の不注意による事故防止・埋設管事故防止
5	山形県	・販売事業者に起因する事故防止対策 ・CO中毒事故防止	・雪害対策・お客様の不注意による事故防止
6	宮城県	・震災復旧策の推進(対:被災販売事業者)・防災対策の推進(対:各支部、各地方自治体)・法令遵守と期限管理の徹底(対:全販売事業者)	
7	福島県	・販売事業者に起因する事故防止 ・CO中毒事故防止	・一般消費者等に起因する事故防止

t	協会名	独自の	主な対策
8	栃木県	・販売事業者に起因する事故防止対策 ・CO中毒事故防止	・お客様の不注意による事故防止・防災訓練の実施
9	茨城県	事故防止対策講習等消費者への保安啓発	・ガスメータ等の期限管理の徹底等
10	千葉県	・販売事業者(輸送従事者含む)に起因する事故防止対策・埋設管事故防止対策・CO中毒事故防止・自然災害対策	・お客様の不注意による事故防止・製造事業所(業種支部)の保安対策・LPガス安全安心向上運動の周知
11	埼玉県	・販売事業者に起因する事故防止対策・業務用施設に対する事故防止・自然災害対策	・お客様の不注意による事故防止・販売事業者の保安意識向上・空家及び放置容器対策
12	群馬県	・行政側との防災契約の締結 ・一般社団法人の附置機関としての保安センター サービス向上の検討	・保安高度化運動の継続・法令遵守のための講習会開催 ・群馬県県警察本部と協力し、チラシの作成(表裏)

協会名	独自 <i>0</i>	D主な対策
13 東 京 都	・販売事業者に起因する事故防止対策 ・CO中毒事故防止	・お客様の不注意による事故防止・保安業務機器の管理
14 神奈川県	・お客様の不注意による事故防止 ・販売事業者を原因とする事故防止	・販売事業従事者講習会の実施
15 新 潟 県	・保安技術講習会の実施(販売事業者に起因する事故防止対策とお客様の使用ミスやCO中毒事故防止として)	・自然災害に伴う事故防止対策(雪害事故防止)・系列指導のための研修会の実施(全般的な事故防止対策)
16 長 野 県	・販売事業者に起因する事故防止対策・ガス検知器及びCO検知器の点検、検査・地域婦人連合会と協賛研修会	・CO警報器(全戸)取付運動 ・お客様の不注意による事故防止 ・ガス放出弁つき高圧ホースへの取替え運動
17 山 梨 県	・販売事業者に起因する事故防止対策・消費者に起因する事故防止対策	·CO中毒事故防止 ·自然災害対策
18 静 岡 県	・販売事業者に起因する事故防止対策 ・CO中毒事故防止対策	お客様の不注意による事故防止対策自然災害対策

ti	協会名	ー
19	愛知県	・販売事業者等に起因する事故防止対策・CO中毒事故防止対策・自然災害対策・お客様の不注意による事故防止対策
20	三重県	・供給設備の期限管理総点検・CO中毒事故防止・自然災害対策・消費者不注意によるLPガス事故防止
21	岐阜県	・事業者に起因する事故防止対策・自然災害対策(ガス放出防止器の設置促進)・消費者の不注意による事故防止
22	富山県	 ・ふれあいサポート運動 ・CO中毒事故防止対策 ・自然災害対策 ・販売事業者に起因する事故防止対策 ・お客様に対する保安啓発(広報活動による注意喚起)
23	石川県	・販売事業者に起因する事故防止対策・CO中毒事故防止・自然災害対策・お客様の不注意による事故防止

	協会名	独自0	D主な対策
24	福井県	・自然災害対策・販売事業者に起因する事故防止対策・CO中毒事故防止	・お客様の不注意による事故防止・配送時における事故防止(保安講習会)
25	滋賀県	・自主保安体制の確立によるLPガス事故の防止 ・販売事業者及び消費者等への保安教育活動の 実施	・地震等災害対策 ・その他
26	京都府	・販売事業者に起因する事故防止対策・お客様の不注意による事故防止対策・CO中毒事故防止対策・他工事業者による事故防止対策	・オール電化に伴う事故防止対策・自然災害対策・永年無事故実績支部の顕彰(10年以上)
27	奈良県	・販売事業者に起因する事故防止対策・CO中毒事故防止	・自然災害対策 ・お客様の不注意による事故防止
28	和歌山県	・ガス放出防止型高圧ガスホースの推進 ・新聞広告等でLPガスの安全な使い方等をPR	・地域のイベントに参画し、安全・便利をPR ・CO中毒事故防止
29	大阪府	・販売事業者に起因する事故防止対策・CO中毒事故防止・自然災害対策	・お客様の不注意による事故防止・その他
30	兵庫県	・販売事業者に対する事故防止対策・製造事業所に対する事故防止対策・お客様に対する事故防止対策	・CO中毒事故防対策 ・防災訓練等の実施 ・表彰

t	協会名	独自の主な対策
31	鳥取県	 販売事業者等に起因する事故防止対策 ・CO中毒事故防止 ・自然災害対策 ・お客様の不注意による事故防止 ・長期停滞容器の回収
32	岡山県	 ・販売事業者に起因する事故防止対策 ・CO中毒事故防止対策 ・自然災害対策 ・お客様の取り扱いミスによる事故防止対策
33	島根県	・販売事業者に起因する事故防止対策・お客様の不注意による事故防止対策・その他の事故防止対策
34	広島県	 ・販売事業者に起因する事故防止対策(点検・調査) ・業務用厨房施設等CO中毒事故防止 ・販売事業者の法令遵守徹底 ・一般消費者に起因する事故防止 ・本県独自の事故防止対策として、保安強化月間(9月)を定め実施 ・一般消費者に対する事故防止対策(地域女性団体連絡協議会と共催) ・自然災害対策
35	山口県	・法令の遵守・モチベーションの向上・危機管理の推進

t	協会名	独自の主な対策
36	徳島県	・販売事業者に起因する事故防止対策・CO中毒事故防止・自然災害対策・お客様の不注意による事故防止
37	香川県	 ・販売事業者者に起因する事故防止対策 ・CO中毒事故防止 ・自然災害対策 ・お客様の不注意による事故防止 ・安全なガス器具への取り換え促進 ・放置容器及び無籍容器の無償回収 ・消防専科講習
38	高知県	・業務用厨房施設でのCO中毒事故防止対策・LPガス地震対策保安推進事業・販売事業者による事故防止対策・CO測定器・ガス検知器の点検
39	愛媛県	・販売事業者に起因する事故防止対策・CO中毒事故防止・自然災害対策・お客様の不注意による事故防止

	協会名	独自の主な	於対策
40	福岡県	・販売事業者に起因する事故防止対策 ・お客様の不注意による事故防止	·CO中毒事故防止対策
41	佐賀県	・販売事業者に起因する事故防止対策 ・CO中毒事故防止	・お客様の不注意による事故防止
42	長崎県	・販売店に起因する事故防止対策・CO中毒事故防止(業務用、一般(共同住宅等含む))	・お客様の不注意による事故防止 ・販売事業者の保安意識の向上
43	大分県	・業務用厨房施設等のCO中毒事故防止・供給設備等改善の実態把握及び期限管理促進・保安研修会の実施(法令遵守の徹底等)	・安全装置器具の普及促進(消費者ミス防止対策)・災害対策
44	熊本県	・販売事業者の法令遵守の徹底・埋設管事故防止・業務用厨房施設等のCO中毒事故防止・CO測定器の点検・販売事業者に起因する事故防止	・消費者不注意による事故防止・バルク供給設備における点検実施及び安全弁の点検等の徹底・保安点検調査内容確認及びフィードバック
45	宮崎県	・CO中毒事故防止対策 ・お客様の不注意による事故防止対策	・販売事業者に起因する事故防止対策・災害対策
46	鹿児島県	・保安教育の充実化への検討・鹿児島県協会独自の「LPガス消費者安心安全保安推進運動」・販売事業所等に対する立入検査保安指導(県の委託事業)	・販売事業所、保安機関等への指導・業務用厨房施設等のCO中毒事故防止・災害発生時の緊急対応・応援体制の確立・その他保安活動
47	沖縄県	・販売事業者に起因する事故防止対策 ・CO中毒事故防止	・お客様の不注意による事故防止・自然災害等

参考 都道府県協会が作成した事故防止対策ツール

埼玉県協会 手提げ付きクリアファイル



大分県協会 一酸化炭素中毒を起こさないために(パンフ)



岡山県協会 シニア向け L P ガスご利用あんない (パンフ)



大分県協会 一酸化炭素中毒を起こさないために (ステッカー)



香川県協会 災害に備えよう(パンフ)



熊本県協会 ストップ・ザー酸化炭素中毒(ステッカー)



(7)LPガス関係団体からのLPガス安全安心向上運動への協力

下記の関係団体から、都道府県協会の保安講習会等に講師の派遣が可能です。是非ご活用ください。

LPガス安全安心向上運動推進に関する関係団体の講演内容等

協力団体名		テーマ	内容	講師	講演時間 の目安	申込及び 問い合わせ先	備考
供給機器工業会	1	調整器の期限管理について	調整器の構造や作動原理を紹介 しながら期限管理の必要性を解 説(パワーポイント使用)	地区会委員	30分程度	地区会長 (当協会からの発 信文書に名簿を添 付)	
	2	ガス栓誤開放事故防 止対策について	ガス栓の誤開放事故を防ぐ最新 のガス栓の紹介や閉栓カバーに よる予防対策を解説(パワーポ イント使用)	地区会委員	30分程度	地区会長 (当協会からの発 信文書に名簿を添 付)	
ガス警報器工業会	1	消費者に起因する事 故防止 ガス警報器の奏功事 例について	保安のプロが経験したガス警報 器奏功事例を基に今後の事故防 止対策について解説	事務局本部支部	1 0分~ 2 0分	Tel 03-5157-4777	1,2を組み 合わせての
	2	中毒事故防止	重点課題である業務用厨房のC 〇中毒事故防止についてCO発 生メカニズムと換気の必要性を 解説		2 0分~ 3 0分	tel 03-5157-4777	講演も可
ガスメーター工業会	1		期限管理の理由、技術的な根拠 などを解説し、期限切れに伴う 管理者のリスクなどについて説 明	支部	2 0 分	tel 03-3504-8021	1,2を組み 合わせての
	2	管理について	保安機能の技術的な内容を解説 し、消費者に周知すべき事項の 注意点などについて説明	支部 (本部)	2 0分	tel 03-3504-8021	講演も可
ガス石油機器工業会	-		最近のガス機器の製品事故の実態、ガスコンロ、ふろがまなど機器の製品安全への取組み、事故防止に向けた消費者への啓発課題について解説する。	日本ガス石油 機器工業会	60~80 分 (40分短縮 版あり)	ガス石油機器工業 会 衛藤(えとう) 03-3252-6101	(一社) 日 本ガス石油 機器工業会

講演内容等については、今後若干の変更が生じることもあります。スケジュール等詳細については、事前に各団体にご相談ください。

2. 平成24年度燃焼器具、安全機器等集計結果

(1)平成24年度及び平成23年度の集計結果

【平成25年3月31日現在】

1. 報告書回収率	92.4%				
	平成24年度(H25.3.	.31現在)	平成	23年度(H24.3.3	1現在)
報告書配布事業所	24	,834事業所		25,	203事業所
報告書回収事業所		,936事業所			719事業所
回 収率		(92.4%)			94.1%
a 1 = 1	ᆂᄗᄳᆂᄣᇎᄼᇒᄄ	ED TY 상상 FULL			
<u>2. 上記1. の報告</u>	書回収事業所の監				
	平成24年度(H25.3.	.31現在)	平成	23年度(H24.3.3	1現在)
経済産業省所管	818事業所	(3.5%)		778事業所	(3.3%)
產業保安監督部所	1,236事業所	(5.4%)		1,307事業所	(5.5%)
都道府県所管	19,742事業所	(85.5%)		21,176事業所	(89.3%)
市町村所管	1,292事業所	(5.6%)	45	8事業所	(1.9%)
금 計	23,088事業所	(100.0%)		23,719事業所	(100.0%)
3. 消費者戸数	21,369,551戸				
	平成24年度(H25.3.	.31現在)	平成	23年度(H24.3.3	1現在)
業 務 用 施 設	935,292戸	(4.3%)		953,694戸	(4.3%)
共 同 住 宅	6,838,054戸	(32.0%)		6,846,185戸	(31.3%)
一般住宅	13,596,205戸	(63.6%)		14,090,989戸	(64.4%)
승 計	21,369,551戸	(100.0%)		21,890,868戸	(100.0%)
。此此 四日每十一	六拉湖	0.40/2			
4. 燃焼器具等未		843台			
	平成24年度(H25.3.			23年度(H24.3.3	
	開放式	25,955台	開放式		28,441台
湯 沸 器	CF式	9,297台	CF式		10,675台
700 770 00	FE式	54,201台	FE式		59,895台
	合計	89,453台	合計		99,011台
	CF式	49,334台	CF式		57,249台
風 呂 釜	FE式	2,840台	FE式		2,982台
	合計	52,174台	合計		60,231台
排気筒		10,216台			13,510台
금 計		151,843台			172,752台

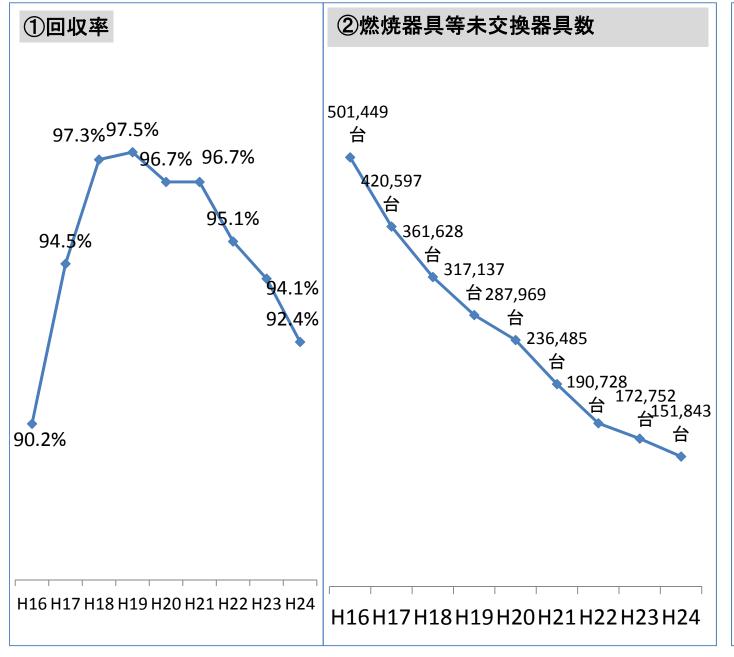
5. 業務用厨房施	没数 409,281	施設						
	平成24	年度(H25.3.3	1現在)		平成23年	度(H24.3.31	現在)	
① 業務用厨房施設	:	409,28	31施設			403,640	施設	
のうち、法 定周 知以 外の周知を行った施		301,84	7施設 (73.6	3%)		300,768	施設 (74.5%)	
ののうち、業務用換 気警報器(CO警報器	- 熱寒溶丸	154,09	7施設 -		設置済み	133,940	施設 -	
を含む)を設置してい る施設	設置不要(屋外)	30,19	9施設 -	設品	医不要(屋外)	31,431;	施設 –	
6-1. 安全機器	・ 及状況等(マイコ	ンメータ等)	設置率	99.5%	、うち期限な	刀れ 0.2 9	6	
	平成	24年度(H25.	3.31現在)		Σ	P成23年度(H	24.3.31現在)	
	設置済戸数	汝	うち期限	切れ	設置消	沪数	うち期限切り	า
業務用施設	930,041戸	(99.4%)	2,222戸	(0.2%)	948,1	83戸(99.4%)	2,614戸	(0.3%)
共 同 住 宅		(99.5%)	8,279戸	(0.1%)	6,826,1	20戸 (99.7%)	19,017戸	(0.3%)
一般住宅		(99.5%)	30,338戸	(0.2%)	14,044,6	25戸(99.7%)	43,365戸	(0.3%)
금 計	21,267,027戸	(99.5%)	40,839戸	(0.2%)	21,818,9	28戸 (99.7%)	64,996戸	(0.3%)
6-2. 安全機器	・ 及状況等(ヒュー	ズガス栓等)設置率	97.49	6			
	平成24年度(H2	25.3.31現在)	平成23	3年度(H24.3.	31現在)			
	設置済			設置済戸数				
業務用施設				871,415戸				
共同住宅			-	5,917,697戸				
一般住宅				13,003,186 <u>F</u>				
금 計	19,246,287	7戸 (97.49		19,792,298				
6-3. 安全機器	ちみ状況等(ガス警	聲報器)設置	率 79	9.6% 、う	ち製造5年経		<u>.4%</u>	
		24年度(H25				P成23年度(H		
	設置済戸数		うち製造5年		設置消		うち製造5年紀	
業務用施設		(94.4%)	65,431戸		823,7			(8.1%)
共同住宅		(91.3%)	490,587戸		5,368,5			(8.9%)
<u>一般住字</u> 合計	8,273,950戸	(72.6%) (79.6%)	1,074,842戸		8,899,6 15,092,0			(12.7%)
						<u> </u>	1,076,201)	(11.1%)
6-4. 安全機器				10年経過			9%	
		24年度(H25				P成23年度(H		
## 7b III +1- =n	設置済戸数		<u>製造7又は10年</u>		設置済戸		うち製造7 <u>又は10年</u>	
業務用施設			38,842施設			3,193施設	49,612施設	(5.7%)
共 同 住 宅 一 般 住 宅			61,925施設 485,597施設),042施設 1,491施設	67,441施設 574,869施設	(5.4%) (4.2%)
<u>一般住宅</u> 合計	12,890,763施		485,597施設 586,364施設			<u>1,491/飑設 </u> 3,726施設	574,869/地設 691,922施設	(4.2%)
	14,012,072/0	2000	200,004/形設	(0.5%)	10,000	77749786以	ひつ 1,344/元音又	(4.47/

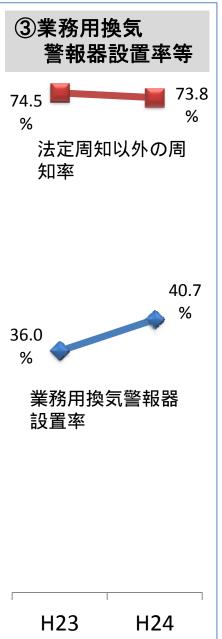
(2)都道府県別回収率

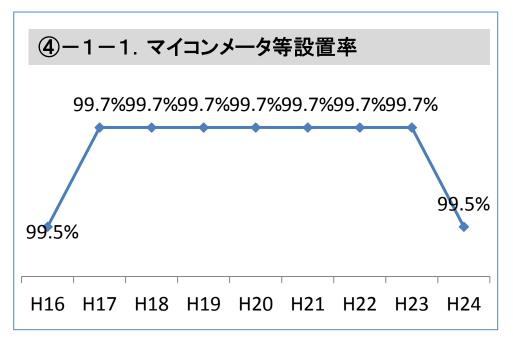
協会名	H20	H21	H22	H23	H24
1 北 海 道	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	99. 1%
2 青 森 県	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	98.3%
3 秋 田 県	96.7%	93.6%	89.7%	92.0%	90.5%
4 岩 手 県	100.0%	100.0%	-	60.2%	66.9%
5 山 形 県	100.0%	100.0%	98.2%	99.8%	99.5%
8 宮 城 県	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%
7 福 島 県	99.0%	100.0%	-	84.5%	79.2%
8 栃 木 県	99.5%	99.2%	99, 1%	92.7%	89.9%
9 茨 城 県	97.7%	99.0%	98.1%	97.3%	92.4%
10 千 葉 県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
11 埼 玉 県	91.2%	92. 1%	90.5%	91.6%	90.9%
12 群 馬 県	99, 1%	99.0%	97.5%	96.2%	98.2%
13 東京都	90.3%	86.6%	86.3%	84.8%	77.6%
14 神奈川県	85,6%	87.5%	79.2%	86.2%	85.5%
15 新 鴻 県	98.3%	99, 1%	95. 2X	95. 4 %	94.6%
16 長 野 県	100.0%	100.0%	99.3%	99.8%	99, 8%
17山 梨 県	100.0%	100.0%	99.7%	99.7%	99.7%
18 静 岡 県	100.0%	99.9%	99.6%	98.7%	94, 6%
19 愛 知 県	92.5%	91.6%	91.2%	84.3%	85.0%
20 三 重 県	92.7%	93.3%	81.3%	94, 4%	93.7%
21 岐 阜 県	99.5%	99, 4%	100.0%	99.8%	99.8%
22 富 山 県	99.4%	99, 1%	98.2%	99.1%	100.0%
23 石 川 県	100.0%	100.0%	99.7%	99.7%	99. 4%
24 福 井 県	88.2%	88.6%	85.2%	100.0%	84.0%

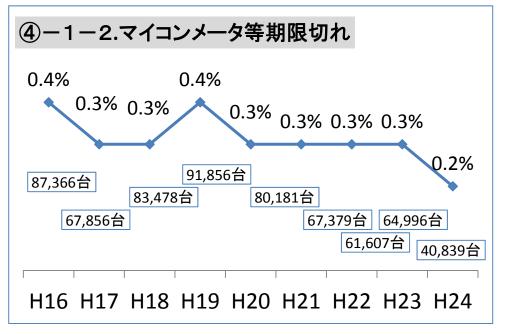
協会名	H20	H21	H22	H23	H24
25 滋 賀 県	100.0%	99.2%	100.0%	100.0%	96.0%
26 京 都 府	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
27 京 良 県	78.8%	77.9%	94.1%	91.1%	92.7%
28 和歌山県	94, 5%	90.2%	70.3%	72, 4%	70, 5%
29 大 阪 府	99.9%	99.4%	98.5%	96.7%	94, 8%
30 兵 庫 県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100,0%
31 島 取 県	100.0%	100.0%	92.6%	98, 6%	98, 6%
32 岡 山 県	100.0%	100.0%	99.8%	100.0%	98, 9%
33 島 根 県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
34 広 島 県	88.3%	93.4%	96.2%	96, 4%	93.0%
35 山 口 県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
38 徳 島 県	89.4%	93.9%	95, 4%	90, 4%	83, 1%
37 番 川 県	100.0%	100.0%	97.8%	93.0%	68, 9%
38 高 知 県	100.0%	100.0%	88.7%	82.3%	81.3%
39 愛 媛 県	95.2%	88.3%	79.7%	88.0%	66.1%
40 福 岡 県	99.7%	98.8%	99.2%	99, 4%	99, 2%
41 佐 賀 県	96.8%	100.0%	97.7%	95. 7%	96, 6%
42 長 崎 県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
48 大 労 県	100.0%	100.0%	36.8%	94. 7%	100.0%
44 熊 本 県	98,6%	99.3%	96.8%	98, 3%	98, 1%
45 宮 崎 県	70.9%	77.8%	90.2%	69, 1%	70.7%
48 惠児島県	100.0%	100.0%	100.0%	90.3%	94, 2%
47 沖 縄 県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99, 6%
合計	96.7%	96.7%	95, 1%	94, 1%	92, 4%

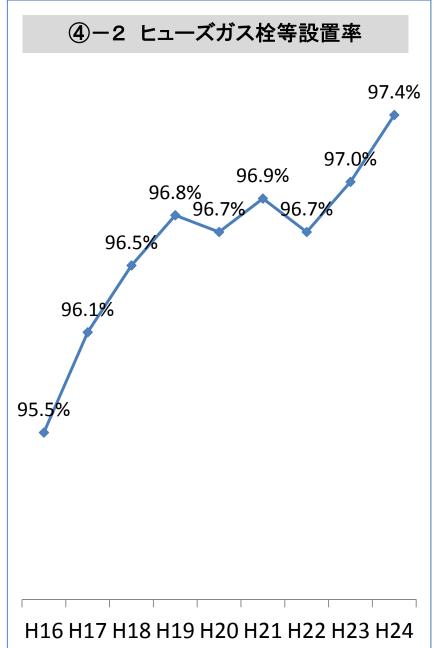
(3)過去からの推移

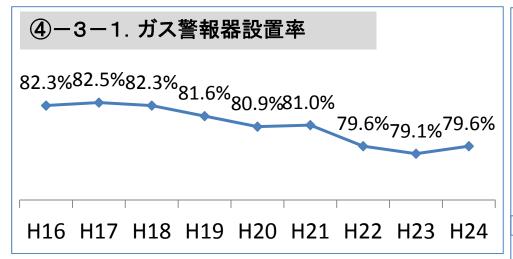


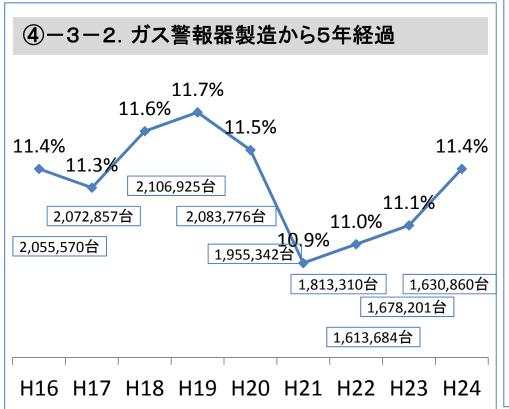


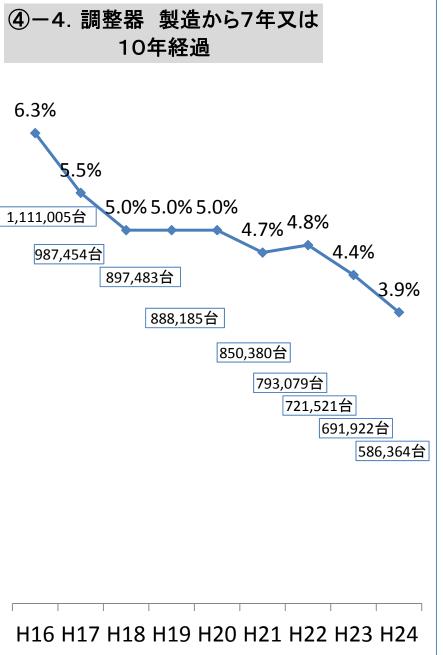








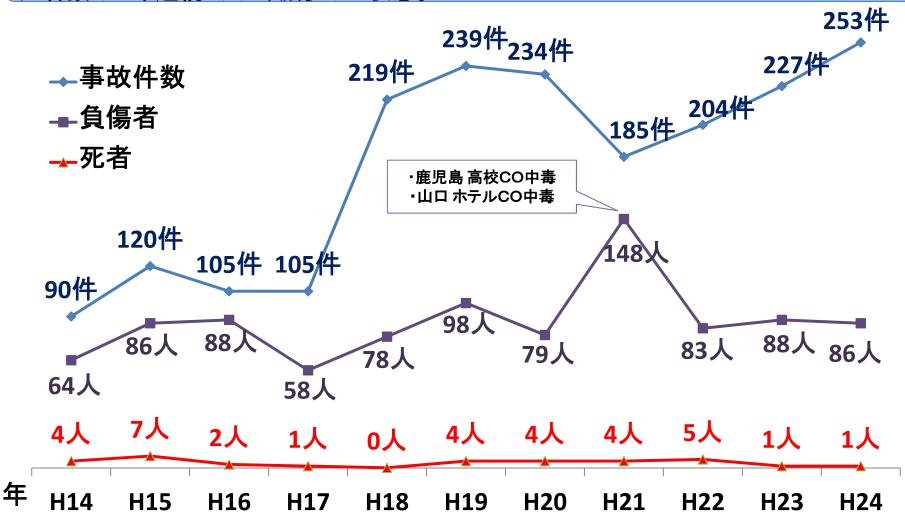


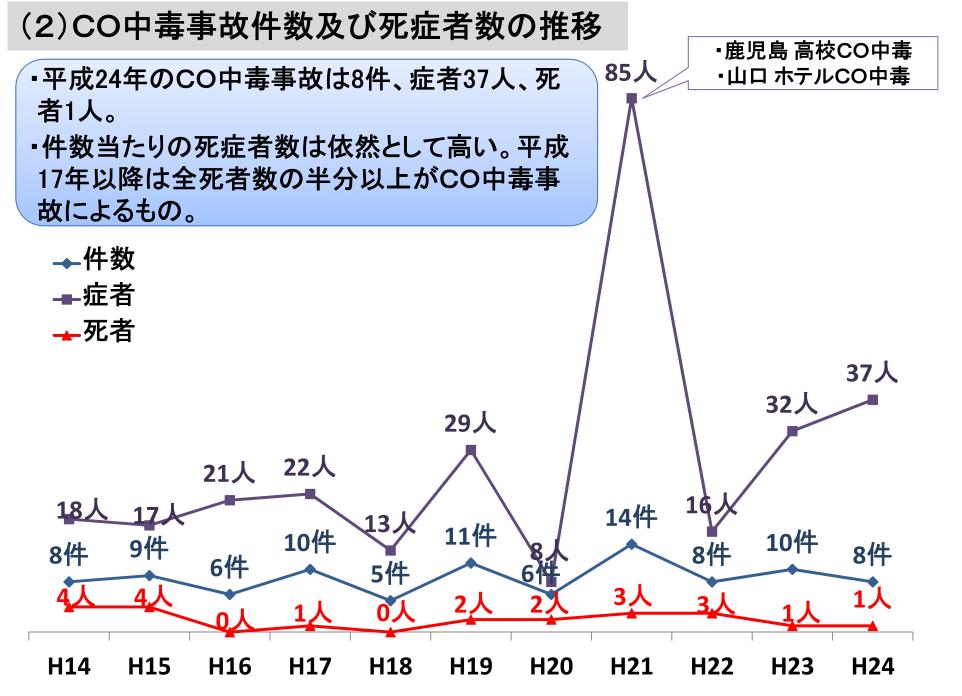


3. 近年のLPガス事故発生状況について(液化石油ガス法関係)

(1)LPガス事故件数等の推移

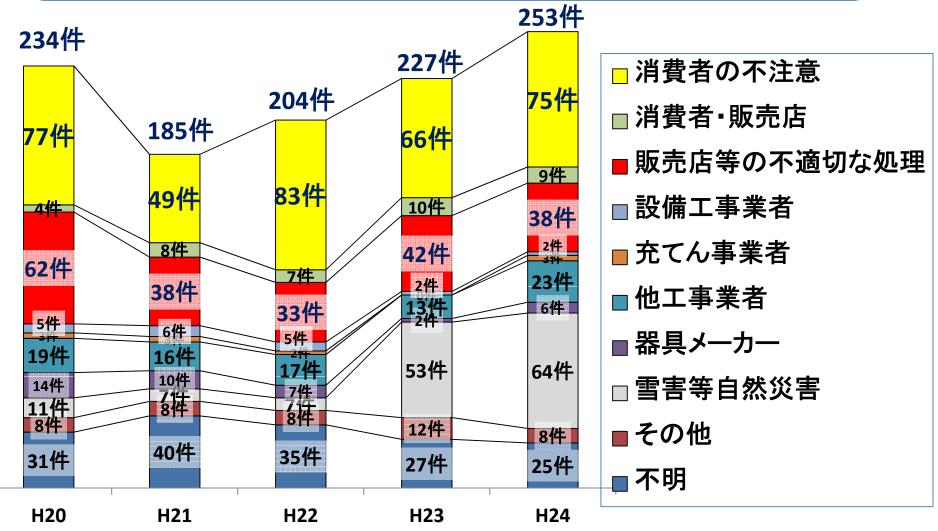
- ・平成24年の事故件数は253件。平成18年のパロマ事故以降増加し、近年も増加。
- ・負傷者数は86人でほぼ横ばい。
- ・死者数は2年連続1人と、減少した状態。





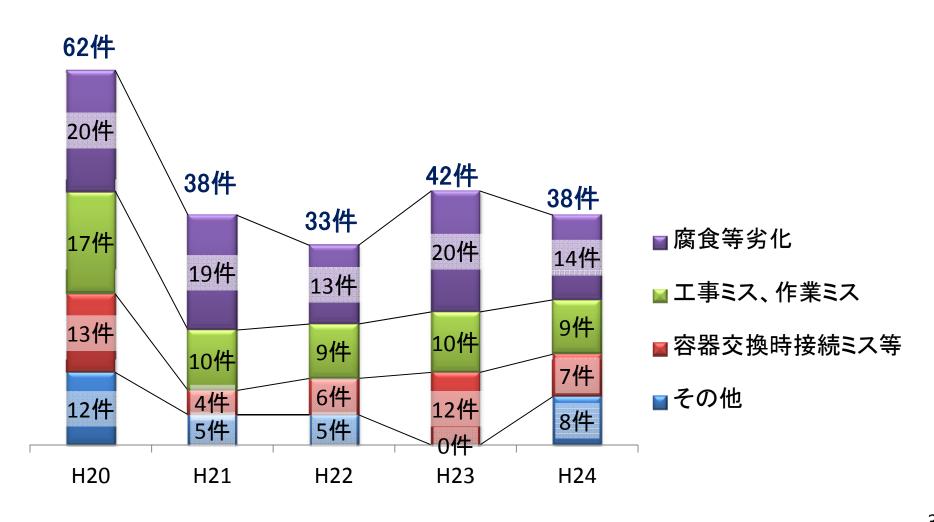
(3) 原因者別事故

- ・消費者の不注意による事故は増減はあるが減少していない。
- ・他工事業者による事故が増加。
- ・雪害等自然災害がさらに増加。



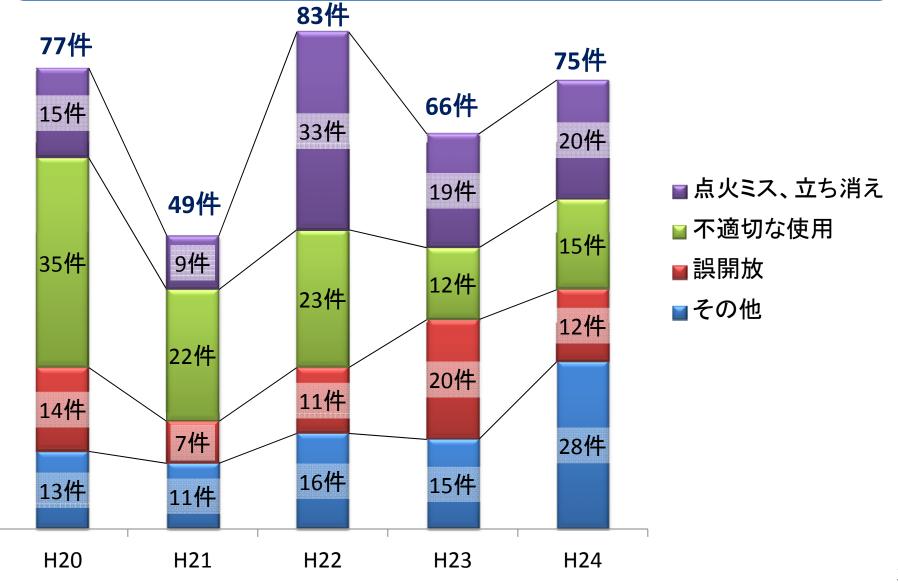
(4) 販売店等の不適切な処理による事故の内訳

・平成24年は前年比で若干減少。



(5) 消費者の不注意による事故の内訳

・平成24年は誤開放が減少(供給機器工業会調査によると、閉栓カバーの出荷数が平成23年の13倍の約40万に増加したとのこと)。



(6) 過去5年(平成20年~平成24年)の都道府県別事故原因者一覧

(単位:件)

																							(里)						
		一般 消費 者等	一般 消費 者・販 売店等	販売 店等	工事	充て ん事 業者	事業		雪害等 自然 災害	その 他	不明	合計			一般 消費 者等	一般 消費 者・販 売店等	拟冗	設備 工事 業者	ん事	他工 事業 者	器具 メー カー	雪害等 自然 災害	その 他	不明	合計				
1	北海道	28	1	21	4	2	9	1	51	3	17	137	25	滋賀	4	0	6	0	1	2	0	0	1	3	17				
2	青森	2	0	3	0	0	0	1	31	0	2	39	26	京都	5	0	2	0	0	2	0	0	0	2	11				
3	秋田	9	0	3	0	0	1	0	7	1	1	22	27	奈良	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	5				
4	岩手	3	1	2	0	0	2	0	25	2	2	37	28	和歌山	4	0	3	0	0	0	0	0	0	1	8				
5	山形	10	0	1	0	0	1	0	11	1	4	28	29	大阪	5	0	3	0	0	1	2	0	0	1	12				
6	宮城	4	0	4	1	0	1	0	0	4	6	20	30	兵庫	9	3	6	0	1	4	0	0	2	3	28				
7	福島	4	0	4	0	0	1	2	3	2	0	16		鳥取	2	0	7	0	0	2	1	2	3	0	17				
8	栃木	9	2	3	1	0	1	0	1	0	1	18	32	岡山	7	1	4	0	0	4	1	0	0	5	22				
9	茨城	15	0	10	0	0	5	0	1	0	5	36	33	島根	1	1	2	0	0	2	1	0	0	1	8				
	千葉	18	2	6	0	2	12	5	0	2	8	55	34	広島	10	2	4	0	0	3	1	0	1	7	28				
	埼玉	23	1	9	1	1	3	3	0	1	11	53	35	山口	9	0	5	0	0	2	0	0	0	3	19				
12	群馬	5	0	3	0	1	1	0	0	1	2	13	36	徳島	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4				
13	東京	23	2	11	4	1	5	0	0	1	10	57	37	香川	11	2	1	0	0	0	0	0	2	2	18				
14	神奈川	27	4	20	0	0	1	3	1	0	16	72	38	高知	2	1	1	0	0	0	1	0	1	0	6				
15	新潟	4	4	3	0	0	2	0	6	3	1	23	39	愛媛	4	1	4	0	0	2	0	0	2	1	14				
16	長野	6	0	0	0	1	1	0	0	2	6	16	40	福岡	6	2	5	1	0	2	6	0	0	3	25				
17	山梨	1	0	4	0	0	1	0	0	1	2	9	41	佐賀	2	1	0	1	0	3	1	0	2	7	17				
18	静岡	12	0	4	0	0	0	0	0	1	0	17	42	長崎	8	1	5	1	0	2	4	1	0	2	24				
19	愛知	11	0	7	2	0	0	1	0	0	10	31	43	大分	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	4				
20	三重	3	0	1	0	0	1	1	0	1	1	8	44	熊本	3	2	8	0	0	2	0	0	0	1	16				
2:	岐阜	8	0	4	0	0	0	1	0	1	2	16	45	宮崎	3	2	2	0	0	3	0	0	1	2	13				
22	富山	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	46	鹿児島	5	0	7	1	0	0	1	0	1	0	15				
23	石川	6	2	4	1	0	1	1	1	0	2	18	_	沖縄	5	0	8	0	0	1	0	0	0	1	15				
24	福井	4	0	2	0	0	1	0	1	1	0	9		合計	350	38	213	20	11	88	39	142	44	158	1,103				

(7) 過去5年の都道府県別事故件数

(単位:件)

														(単位:計
		20年	21年	22年	23年	24年	5年平均		20年	21年	22年	23年	24年	5年平均
1	北海道	20	15	16	29	57	27.4	25 滋賀	4	4	2	3	4	3.4
2	青森	4	3	3	7	22	7.8	26 京都	3	3	2	3	0	2.2
3	秋田	6	1	5	3	7	4.4	27 奈良	1	2	2	0	0	1.0
	岩手	8	2	2	22	3	7.4	28 和歌山	3	2	1	0	2	1.6
	山形	5	2	0	7	14	5.6	29 大阪	5	2	4	0	1	2.4
	宮城	5	4	8	0	3	4.0	30 兵庫	8	3	2	7	8	5.6
	福島	2	4	2	7	1	3.2	31 鳥取	4	4	1	4	4	3.4
8	栃木	1	4	5	2	6	3.6	32 岡山	7	4	3	6	2	4.4
S	茨城	3	5	10	8	10	7.2	33 島根	3	1	2	1	1	1.6
	千葉	18	13	10	9	5	11.0		6	5	8	6	3	5.6
11	埼玉	16	9	8	8	12	10.6	35 山口	2	3	5	5	4	3.8
12	群馬	5	3	3	0	2	2.6	36徳島	2	0	2	0	0	0.8
13	東京	7	11	13	15	11	11.4	37香川	0	3	7	6	2	3.6
14	神奈川	18	9	15	11	19	14.4	38高知	1	1	3	0	1	1.2
15	新潟	2	3	3	8	7	4.6	39愛媛	1	1	3	2	6	2.6
16	長野	0	2	2	8	5	3.4	40福岡	10	8	1	4	2	5.0
17	′山梨	1	5	1	0	2	1.8	41 佐賀	4	5	4	2	2	3.4
18	静岡	7	1	4	2	3	3.4	42 長崎	10	4	4	4	2	4.8
	愛知	3	7	11	6	4	6.2	43 大分	1	2	1	0	0	0.8
	三重	1	3	1	2	1	1.6	44 熊本	5	3	3	3	2	3.2
21	岐阜	7	3	3	2	1	3.2	45 宮崎	2	2	3	2	4	2.6
22	富山	1	1	4	1	0	1.4	46鹿児島	2	5	2	4	2	3.0
	石川	5	3	6	3	1	3.6		3	5	3		2	3.0
24	福井	2	0	1	3	3	1.8	合計	234	185	204	227	253	212.5

(8) 過去5年の都道府県別事故発生率(消費者戸数100万戸当たりの事故件数)

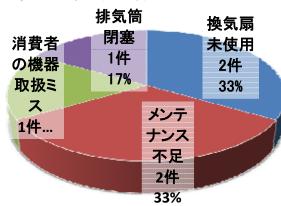
(単位:件)

		20年	21年	22年	23年	24年	5年 平均	消費者戸数 (H24.10)			20年	21年	22年	23年	24年	5年 平均	消費者戸数 (H24.10)
1	北海道	12.8	9.6	10.2	18.5	36.3	17.5	1,568,209	25	滋賀	13.6	13.6	6.8	10.2	13.6	11.5	295,027
2	青森	8.5	6.4	6.4	14.9	46.8	16.6	469,934	26	京都	12.3	12.3	8.2	12.3	0.0	9.0	244,890
3	秋田	20.7	3.4	17.2	10.3	24.1	15.2	290,015	27	奈良	4.9	9.9	9.9	0.0	0.0	4.9	202,484
4	岩手	18.4	4.6	4.6	50.6	6.9	17.0	434,374	28	和歌山	10.9	7.2	3.6	0.0	7.2	5.8	276,244
5	山形	15.2	6.1	0.0	21.3	42.7	17.1	328,249	29	大阪	15.4	6.2	12.3	0.0	3.1	7.4	324,048
6	宮城	9.1	7.2	14.5	0.0	5.4	7.2	551,829	30	兵庫	14.5	5.4	3.6	12.7	14.5	10.2	551,202
7	福島	3.2	6.5	3.2	11.3	1.6	5.2	619,372	31	鳥取	24.3	24.3	6.1	24.3	24.3	20.7	164,341
8	栃木	1.5	6.0	7.5	3.0	9.0	5.4	000,000			13.4	7.6	5.7	11.5	3.8	8.4	523,482
9	茨城	3.4	5.6	11.3	9.0	11.3	8.1	885,992			13.6	4.5	9.1	4.5	4.5	7.3	220,315
10	千葉	18.5	13.4	10.3	9.3	5.1	11.3	0,2,0			9.1	7.6	12.1	9.1	4.5	8.5	660,293
11	埼玉	10.3	5.8	5.2	5.2	7.7	6.8	1,552,323	35	山口	5.3	7.9	13.2	13.2	10.5	10.0	379,209
12	群馬	8.2	4.9	4.9	0.0	3.3	4.3	610,401	36	徳島	7.8	0.0	7.8	0.0	0.0	3.1	257,208
13	東京	12.7	19.9	23.6	27.2	19.9	20.7	551,568	37	香川	0.0	11.6	27.0	23.1	7.7	13.9	259,371
14	神奈川	13.6	6.8	11.3	8.3	14.3	10.8	1,327,860	38	高知	3.6	3.6	10.7	0.0	3.6	4.3	281,500
15	新潟	7.3	10.9	10.9	29.1	25.4	16.7	275,260			2.0	2.0	6.1	4.0	12.1	5.3	494,563
16	長野	0.0	2.9	2.9	11.7	7.3	5.0	683,771	40	福岡	8.4	6.7	0.8	3.3	1.7	4.2	1,195,749
17	山梨	3.1	15.4	3.1	0.0	6.2	5.5	324,341	41	佐賀	17.8	22.3	17.8	8.9	8.9	15.1	224,704
18	静岡	7.3	1.0	4.2	2.1	3.1	3.5	959,888	42	長崎	28.7	11.5	11.5	11.5	5.7	13.8	348,060
19	愛知	2.9	6.8	10.7	5.8	3.9	6.0	1,027,000			2.6	5.1	2.6	0.0	0.0	2.0	390,744
20	三重	1.9	5.6	1.9	3.7	1.9	3.0	001,012			9.4	5.6	5.6	5.6	3.8	6.0	532,472
21	岐阜	9.9	4.2	4.2	2.8	1.4	4.5	, , , , , , ,			5.7	5.7	8.6	5.7	11.4	7.4	350,386
22	富山	3.9	3.9	15.7	3.9	0.0	5.5	_00,.00			3.5	8.7	3.5	7.0	3.5	5.2	574,479
_	石川	16.7	10.0	20.0	10.0	3.3	12.0	300,222	47	沖縄	5.8	9.7	5.8	3.9	3.9	5.8	512,881
24	福井	9.8	0.0	4.9	14.7	14.7	8.8	204,028		合計	9.2	7.3	8.0	8.9	10.0	8.4	25,369,770

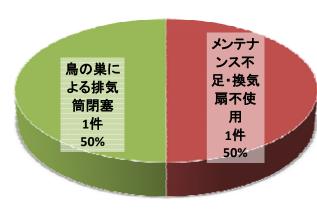
(9) 平成24年のLPガス事故の傾向について

① CO中毒事故

業務用施設等(6件)

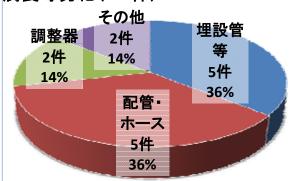


一般住宅(2件)

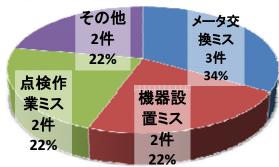


② 販売店等の不適切な 処理による事故

腐食等劣化(14件)



工事ミス、作業ミス(9件)

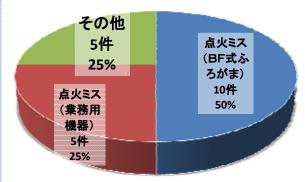


容器交換時の接続ミス等(7件)

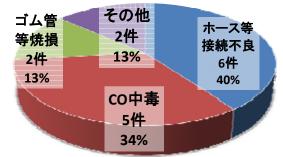


③ 消費者の不注意による事故

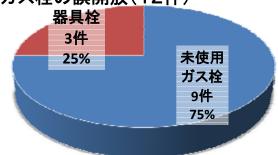
点火ミス、立ち消え(20件)



不適切な使用(15件)



ガス栓の誤開放(12件)



(10) 平成24年の事故事例について

① CO中毒事故

•業務用施設等

月日	発生 場所	被害 状況	建物•	概要 The state of the state of t
2/15	静岡県 浜松市	軽症1名	工場• 業務用暖 房機	作業員の気分が悪くなり病院で何らかの中毒と診断されたため販売事業者に連絡し、出動した販売事業者が、工場内の業務用床置暖房機のCO濃度が高いことを確認した。 原因は、当該暖房機のガス圧調整ガバナのキャップの穴が油やホコリにより詰まり、調整圧力が上昇したことでガスの供給が増え不完全燃焼を起こし、COを含む排気が室内に滞留したもの。
2/21	岐阜県 中津川市	〈B級〉 重症1名、 軽症21 名	交流施設・ 業務用め んゆで器	そば打ち体験学習中にめんゆで器を使用していたところ、高校生16名と教員4名、講師2名の計22名が頭痛や体調不良を訴え、搬送先の病院でCO中毒と診断された。 原因は、当該めんゆで器の排気口が鍋で塞がれていたことから排気不良になり、不完全燃焼を起こして一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したものと推定される。
6/3	神奈川県川崎市	軽症2名	飲食店 ・めんゆで 器	従業員3名が開店前準備でレンジ、めんゆで器、オーブン、薪釜を使用していたところ具合が悪くなり、病院でCO中毒と診断され、2名が入院した。 原因は、事故当日に換気扇が作動していたかどうか定かではなく、めんゆで器の排気から 7,095ppmのCOが検出されたことから、以下の2点が推定される。 ①換気扇を作動していなかったため、めんゆで器の排気ガスが室内に滞留した ②給気が不足した室内で換気扇を作動させたため、室内が負圧となり、薪釜から排気が逆流し、めんゆで器の排気とともに滞留した なお、換気設備の調査では、フィルターの目詰まりや閉塞は見られなかった。
8/7	秋田市	軽症 1名	パン屋 ・業務用 オーブン	従業員がオーブンを使用していたところ、気分が悪くなり、ガス警報器の鳴動と異臭がしたためオーブンの使用を中止して換気を行った。時間をおいても体調が回復しないため病院へ搬送され、CO中毒と診断された。 原因は、オーブン用の排気ダクトを作動しないままオーブンを使用したため、換気不足から不完全燃焼が起き、COを含む排気が室内に滞留したものと推定される。 なお、オーブンの排気ダクトは通常24時間作動させていたが、事故発生前夜に別の従業員が誤って電源を切っており、当日、排気ダクトの作動を確認せずにオーブンを使用した。

月日	発生 場所	被害 状況	建物・機種	概要 The state of the state of t
10/10	静岡県 浜松市	軽症 5名	学校 ・業務用 食器洗浄 機	給食室で、食器洗浄作業中に従業員5名が体調不良を訴え、搬送先の病院CO中毒と診断された。 原因は、食器洗浄機のメンテナンスがほとんど行われておらず、埃の堆積による給気ファンの風量 低下や錆などによって、不完全燃焼を起こす状態になっていたもので、事故当日に換気扇を作動させ ていたか定かでなく、一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したものと推定される。 なお、事故発生後に機器メーカーが排気内の一酸化炭素濃度を計測したところ、計測器の検出限 界(1250ppm)を超えた値だった。
12/15		軽症 3名	飲食店 ・業務用 ガスオー ブン	ガスオーブンを使用していたところ、従業員3名が体調不良を訴え、搬送先の病院でCO中毒と診断された。 原因は、従業員が換気口の外側に虫除け用の金属製の網を設置していたが、清掃をしていなかったことで内側に埃が堆積して目詰まりし、換気不良となったため不完全燃焼が起こり、COを含む排気が室内に滞留したもの。

•一般住宅

月日	発生 場所	被害 状況	建物• 機種	Marian Marian Marian Marian
2/4	茨城県 筑西市	> 死亡	一般住宅・開放型小型湯沸器	機械加工工場に併設された住宅で消費者2名が倒れているのを親族が発見し消防へ通報し、搬送 先の病院で、一酸化炭素中毒により1名が死亡、1名が軽症を負ったことを確認した。 原因は、開放式湯沸器からお湯が出続けており、バーナー及び熱交換のフィン部にすすによる目 詰まりが確認されたことから、湯沸器の不完全燃焼によりCOを含む排気が発生し、かつ、換気扇を 使用していなかったことから排気が室内に充満したものと推定される。 なお、当該湯沸器に不燃防は無く、警察、消防、メーカー等の立会いによる調査で、すすを取り除 いたところ、一酸化炭素濃度測定値は当初の1.14%から0.001%になった。
12/31		軽症 2名	一般住宅 •瞬間湯 沸器(FE 式)	消費者が浴槽の湯張りをしたところ、入浴後に気分が悪くなり、ガス漏れ警報器が鳴動していたため消防へ通報し、2名がCO中毒と診断された。 原因は、FE式瞬間湯沸器の排気筒に鳥が巣を作っていたことで正常な排気がなされず、屋内の排気筒の接続部が外れていたため、一酸化炭素を含む排気が脱衣所に滞留したもの。 なお、ガス漏れ警報器の鳴動は、不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を含む未燃ガスに反応したものと推定される。

② 販売店の不適切な処理による事故(主なもの)

月日	発生 場所	被害 状況	事故原因 等	概要 The state of the state of t
7/26	茨城県 古河市	漏えい爆発 発 軽傷1名	金属フレ キシブル ホース の経年 劣化	一般住宅において、消費者がビルトインこんろに点火したところ、1分ほどで小爆発を起こしてこんろ下部のキャビネットから炎が上がり、軽傷を負った。 原因は、平成19年にビルトインこんろを交換した際に平成8年製造の金属フレキシブルホースを再利用しており、経年劣化によって生じた亀裂からガスが漏えいし、滞留したガスに引火したものと推定される。 なお、前日夕方に家人がこんろを使用したときにガス臭を感じたが、販売事業者へ連絡をしていなかった。
8/24	和歌山 県 有田市	漏えい	調整器 の経年 劣化	一般住宅において、自動切替式調整器の切替レバーからガスが漏えいした。 原因は、当該調整器は交換期限が過ぎており、経年劣化により何らかの不具合が発生したもの と推定される。
10/5	滋賀県 草津市	漏えい	埋設供 給管の 腐食・劣 化	共同住宅において、近隣住人よりガス臭がするとの通報が警察にあり、販売事業者が出動した ところ、ガスが漏えいしていたことを確認した。 原因は、埋設された供給管が経年により腐食し、ガスが漏えいしたものと推定される。
6/15	神奈川 県 横浜市	漏えい	ガスメー ター交換 時のエ 事ミス	共同住宅において、住人から消防へ通報があり、販売事業者が出動したところ、ガスメーターの ユニオン部からガスの漏えいを確認した。 原因は、事故発生前日に販売事業者がガスメーターを交換した際、上流側のメーターユニオンの 締め付けが不足していたため、ガスが漏えいしたもの。 なお、ガスメーター交換作業終了時に、漏えい試験を実施していなかった。
12/22	鹿児島 県 薩摩川 内市	漏えい	容器交 換時の 作業ミス	一般住宅において、通行人よりガス臭がするとの通報が消防にあり、販売事業者が出動したところ、容器と高圧ホースの接続部からガスの漏えいを確認した。 原因は、配送員が容器交換時に、容器と高圧ホースの接続部分の漏えい確認を怠ったため、接続不良に気が付かず、ガスが漏えいしたもの。
3/14	三重県桑名市	漏えい	容器交換時の作業ミス	共同住宅において、住人より容器庫からガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、高圧ホース末端からガスの漏えいを確認した。 原因は、集合装置の高圧ホースのうち容器に接続されていない高圧ホース上流のバルブを容器交換時に閉め忘れていたため、ガスが漏えいしたもの。 なお、元バルブを閉め忘れた後、検針や容器交換で計3回現場を訪れていたが、誰も漏えいに気付かず、また、容器交換時点検の帳簿整備等も不十分であった。

③消費者の不注意による事故(主なもの)

月日	発生 場所	被害 状況	建物• 機種	事故原因 等	概要 The state of the state of t
2/14	神奈川 県 横須賀 市	漏えい 爆発	寮·寄宿 舎 ·風呂釜 (BF式)	消費者の 点火操作 ミス	寮において、消費者が風呂釜の点火操作をしたところ、1回で種火に点火しなかった ため、点火操作を繰り返したところ、爆発が発生し、風呂釜が損傷した。 原因は、消費者が充分な間をおかずに点火操作を繰り返したため、機器内に滞留し たガスに引火したもの。
9/2	香川県 丸亀市	漏えい 爆発 軽傷1 名	飲食店・業務用めんゆで器	消費者の 器具の点 火ミス	飲食店において、業務用めんゆで器に点火しようとしたところ、爆発が発生し、1名が軽傷を負った。 原因は、何らかの要因で当該めんゆで器の種火が消え、機器内部に滞留したガスの排出を行ったものの、十分ではなく、再度の点火操作時の火が引火して爆発したものと推定される。 なお、再度の点火操作時にはライターを使用しており、点火がしづらい状態にあったと推定される。
4/6	滋賀県 近江八 幡市	漏えい 火災	共同住宅 ・ゴム管	消費者の 器具取扱 いミス	共同住宅において、住人が開放式瞬間湯沸器を自身で取り付けて使用したところ、火 災が発生し、当該湯沸器、換気扇及び壁の一部を焼損した。 原因は、湯沸器を接続する際、劣化して亀裂が入ったゴム管を使用しており、併せて ホースバンドがガス栓側にずれて着けられていたためガスが漏えいし、引火したもの。
2/15	神奈川県川崎市	漏えい 爆発 軽傷1 名	共同住宅 ・2口 ヒューズ ガス栓	未使用ガ ス栓の誤 開放	共同住宅において、住人がこんろに点火したところ爆発が発生し、住人が軽い火傷を負った。 原因は、住人が未使用側のガス栓を誤って開放した際、ガスこんろ購入時にこんろ側のホースエンドに装着されていた保護キャップが誤って装着されていたため、ヒューズ機能が働かない程度の漏えいが続き、こんろの点火操作により滞留していたガスに引火したもの。 なお、3日前からガス臭かったとのことから、漏えいは継続していたものと推定され、ガス漏れ警報器は設置されていたが電源コンセントから抜かれており鳴動しなかった。
2/4	茨城県 那珂郡 東海村	漏えい 爆発 軽傷1 名	公民館・ 業務用ガ スレンジ	未使用器 具栓の誤 開放	公民館調理実習室において、調理実習中にグリル付ガスこんろを使用していたところ 爆発が発生し、落下した鍋によって1名が軽い火傷を負った。 原因は、こんろを使用中に使用していないグリル側の器具栓が開放されたため、グリ ル内にガスが滞留し、こんろの火が引火して爆発を起こしたものと推定される。

(11) 最近の主な事故事例について

①沖縄 CO中毒の疑いがある事故

News Release



平成 25 年 6 月 14 日

[LP ガス]沖縄県内で一酸化炭素中毒の疑いがある事故 (死亡1名、中毒1名)が発生しました

平成 25 年 6 月 12 日(水)、沖縄県内のパン屋で一酸化炭素中毒の疑いがある事故(死亡 1 名、中毒 1 名)が発生した旨の報告がありました。

1. 事故の概要

平成25年6月12日(水)午後3時30分頃に沖縄県内のパン屋で、一酸化炭素中毒の疑いがある事故が発生した旨、高圧ガス保安法に基づき、同日、沖縄県から那覇産業保安監督事務所に報告がありました。事故の状況は以下のとおりです(LPガスに起因するかどうかも含め、現在、詳細調査中です)。

また、同様の情報を本日、産業保安のホームページに掲載しますので併せてお知らせします。

なお、現在、関係機関により原因等を調査中であり、経済産業省としては、那覇産業 保安監督事務所を通じて、引き続き情報を収集する予定です。

【掲載箇所】

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/detail/gas_accide nt.html

事業形態:液化石油ガス販売事業(LPガスに起因するかどうかも含め、現在、詳細調査中)

ガ ス 種:液化石油ガス(LP ガス)

事故発生日時: 平成 25 年 6 月 12 日(水)午後 3 時 30 分頃

事故発生場所:沖縄県

被 害 状 況:人的被害:死亡1名、中毒1名(病状調査中)

物的被害:なし

事 故 概 要:バン屋で、業務用オーブン(バン焼釜)を使用中、従業員1名が死亡、 1名が中毒となる事故が発生しました。事故当時、エアコンを付け、建 物内の窓等を締め切り、換気扇を動かさない状態で業務用オーブン を使用していた模様です。原因は、高濃度の一酸化炭素が検出され ていることから、何らかの原因で業務用オーブンが不完全燃焼となり、 室内に充満した一酸化炭素により中毒を起こしたものと推定されます が、現在、詳細調査中です。

機 器 分 類:業務用オーブン

(参考情報) 製造者:サンベイク(株)

型 式:SSG-6-12-3T-B

製造年:不明

2. 注意喚起について

○ガス機器を使用する際は、以下の点に留意して、必ず換気を行ってください。

- ・ ガスが燃焼するには新鮮な空気(酸素)が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒の原因となり、死亡事故につながることがあります。
- 排気が十分に行われないと、排気ガスが室内にあふれて、一酸化炭素中毒を 起こすことがあります。
- ・ 燃焼器を使用する際は、給気が十分か確認した上で、換気扇及びその他換気 装置を使用して下さい。

○ガス機器や給排気設備は、日頃から点検・お手入れをしてください。

- ガス機器の給排気口の目詰まりや閉そくは、不完全燃焼を引き起こし、高濃度の一酸化炭素の発生原因になります。
- ・ 通常と燃焼状態が異なるなど異常を感じたら液化石油ガス販売事業者などに連絡して、すぐに点検を受けてください。

OCO 警報器(一酸化炭素警報器)又は業務用換気警報器の設置を強くおすすめします。

- 不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知すると、ランプと音声でお知らせします。
- 〇その他ご参考として、LPガス保安技術者向けWEBサイトにCO中毒事故防止のため、以下パンフレット等を掲載しております。是非ご覧ください。

http://www.lpgpro.go.jp/index.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ ガス安全室長 福田

担当者:鈴木

電 話:03-3501-1511(内線 4931~7)

03-3501-1672(直通)

沖縄県協会から会員への要請文書

平成25年6月17日

LPガス部会 会員各位

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会 部会長 渡口彦則

LPガス販売事業者の皆様へ

業務用厨房施設に対する保安対策強化のお願い

平成25年6月12日(水) 読谷村のパン工房においてCO中毒事故が発生致しました。 なお、現在関係機関により事故原因の調査中であり、今後も引き続き情報の収集、提供をし てまいりますが、LPガス販売事業者におかれましては自社の供給する業務用施設に対し、今 一度保安確認を行う等、保安対策の徹底をお願い致します。

事故発生日時:6月12日(水)午後3時30分ごろ

被害状况 :人的被害 死亡1名、中毒症状1名

事故概要:業務用オーブン(パン焼き釜)を使用中、一酸化炭素中毒による死亡1名、中 毒症状1名の事故が発生しました。事故当時エアコンが使用され、窓等は閉め

切られ、換気扇は回っていなかった模様。

直後の調査で高濃度のCOが検出されていることから、換気がなされていない 閉め切った室内でオーブンが不完全燃焼となり、室内にCOが充満し、中毒に

至ったと思われますが、詳細な原因等は現在調査中です。

- 1. お客様にガス器具の使用中は必ず換気(給気・排気)に注意していただくよう業務用厨房 施設のオーナー及び管理責任者や従業員等への注意喚起(周知)を徹底する。
 - ・特に夏場の時期においては、室内が暑くなることからクーラーの使用があることを念頭 においた周知を行う必要がある。
 - ・業務用消費者については通常の法定周知文書だけでなく、業務用消費者向けのチラシ、 パンフレット等を用いた周知が大切である。

(チラシ等は経済産業省LPガス保安技術者向けサイトからも入手できます)

(http://www.lpgpro.go.jp/guest/pamphlet/index.html)

- ・換気については、「排気」のみでなく「給気」も意識して対応する必要がある。
- 2. 業務用施設においては「業務用換気センサ」「CO警報機」等の取り付けを徹底して行う ことが必要である。
 - 「換気注意」の周知だけではどうしても限界があり、機械的な対策がより有効である。
 - ・業界としてCO中毒事故撲滅のために、可能な限りすべての業務用厨房施設に対し、こ れらの安全機器の取り付け促進を推進しているところです。
- 3. 業務用施設に対する再点検等の実施
 - 上記1. 法定周知及び法定周知以外の啓発活動(注意喚起)の実施状況確認
 - ・上記2.「業務用換気センサ」「CO警報機」等の取り付け依頼状況又は取り付け後の確
 - 設置している業務用機器の燃焼状況確認及び換気設備の状況確認

②香川 トラック横転炎上(死者1名)



2013年(平成25年)7月18日(木)

トラック横転、炎上 1人焼死/善通寺の県道

2013/06/27 09:33

メールで記事を紹介

印刷する

一覧へ

ツイート (14) 🔞 1

いいね! 348 0

26日午前9時半ごろ、香川県善通寺市与北町の県道で、「ト ラックやガスボンベが燃え、大きな炎が出ている」などと付近住 民から110番通報があった。善通寺署員が現場に駆け付けた ところ、プロパンガスのボンベなどを積んだトラックが横転し、爆 発音とともに炎上しているのを確認。火は約20分後に消し止め られたが、車内から男性とみられる1人の遺体が見つかった。 司法解剖の結果、死因は全身やけど。同署は身元の特定を急 いでいる。

同署などによると、トラックは横転後に炎上。近くに止めていた 園 軽乗用車と軽トラックも巻き込まれて炎上したが、車内に人はい なかった。

横転したトラックには、ボンベ約30本のほか、灯油が入ったー 斗缶約20缶が積まれていた。ボンベは数本が爆発したとみら れ、残りは周辺に散乱したほか、現場から北約100メートルの 民家の敷地内や東約20メートルの田んぽなどにも転がってい たという。



オリーブ栽培の歴史な どを学ぶ愛知の中学生 ら=番川県小豆島町西 村、小豆島オリーブ公



現場は当時、雨が降っていた。同署は、トラックが横転、炎上した原因を慎重に調べてい

近くの農業男性(69)は「雷かと思うようなドーンという爆発音が2、3回して、約100メー トル離れた自宅が揺れた。現場に行くと、10メートル以上の火柱が上がって近寄れなかっ た。付近にけが人がいなかったことがせめてもの救い」と話した。

現場は、与北小から南東約1・2キロの県道。まんのう町との境近くで田園地帯が広がっ ている。

香川県協会から会員への注意喚起文書

平成25年6月27日

卸事業者 各位

(一社) 香川県LPガス協会

高圧ガス移動車両事故防止について(お願い)

平素は協会業務に格別のご協力を賜り厚くお礼申上げます。

さて、昨日善通寺市において、 $50 \text{ k g} \times 8$ 本、 $20 \text{ k g} \times 15$ 本、 $10 \text{ k g} \times 6$ 本、灯油 $23 \text{ 缶} \times 180$ を積載した配送車両が横転し、運転手 1 名が亡くなるという悲惨な事故がありました。原因は不明ですが、直線道路が続きゆるく右にカーブしている場所で左ガードレールを擦り、車体の左を下にして転倒し、右車線外の駐車していた車両に接触し、炎上しました。

今現在、高圧ガスの移動基準及び道路交通法違反については調査中ですが、自損事故と思われます。

つきましては、梅雨時であるためスリップ及びブレーキの制動距離が延びることが予想されますので十分注意していただきますよう従業員並びに傘下販売店の皆様に対して注意喚起をお願いいたします。

なお、下記に掲げるLPガスの移動基準の順守についても再度ご確認いただきますよう併せてお知らせいたします。

移動車両点検項目

- ○イエローカードの携行
- ○防災工具 内容 赤旗・赤色合図灯又は懐中電灯・メガホン・ロープ(15 ≒以上のものが 2 本以上)・漏洩検知剤・車輪止め(2 個以上)・容器バルブ開閉ハンドル・容器バルブグランドスパナー又はモンキースパナ・革手袋

○消火器	移動するガス量	消火器の種類	本数
	1000 kgを越える	B-10以上	2個以上
	150 kgを越え 1000 kg以下	B-10以上	1個以上
	150 kg N K	B = 2 P/ F	1 (ELC) L

- ○高圧ガスの表示 (前後より明瞭に確認できること)
- 行載方法について(バラ積みの場合)
- 1. 車両の最大積載量を超えて積載しない。
- 2. 充填容器は立積み又は斜め積みとし、10kg入以下のものを除き一段積みとすること。但し斜め積みの場合には安全弁の放出口を上に向け、充填容器の側面と車両の荷台との角度は20度以上とし、かつ、その角度を保持することができる措置を講ずること。

3. 充填容器は荷崩れ、転落、転倒、車両追突等による衝撃及びバルブ損傷等を防止するため車両の荷台の前方に寄せロープ、ワイヤーロープ、荷締め器、ネット等を使用して確実に緊縛し、かつ当該充填容器の後面と車両の後ろバンパの後面との間に約30cm以上の水平距離を保持して積載すること。

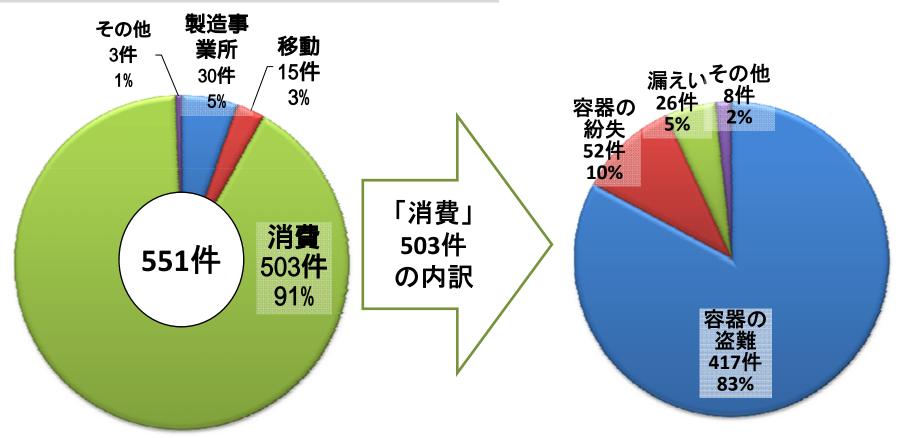


4. 近年のLPガス事故の発生状況について(高圧ガス保安法関係)

平成24年の高圧ガス保安法関係の事故は889件。うちLPガス関係は551件。 消費先の事故が503件と最も多く、

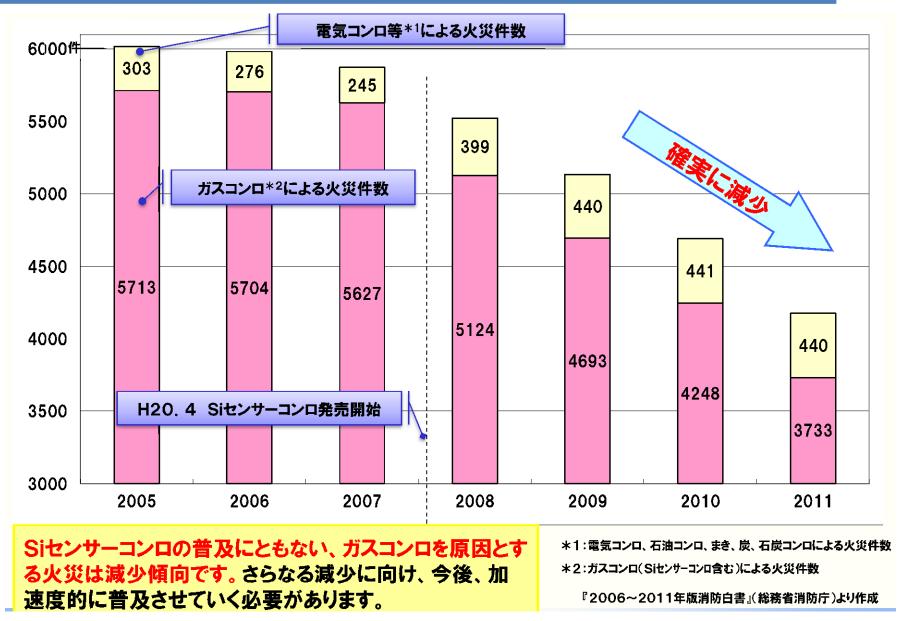
その中で「容器の盗難」が417件、「容器の紛失」が52件となっている。

平成24年の高圧ガス保安法関係事故件数(LPガス)



* 経済産業省ホームページに掲載の資料(事故事例データベース)をもとに分類 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/detail/oshirase.html

5. ガスコンロを原因とする火災件数の推移(消防庁)



^{*} 第10回あんしん高度化ガス機器普及開発研究会資料より

参考 Siセンサーコンロの普及状況

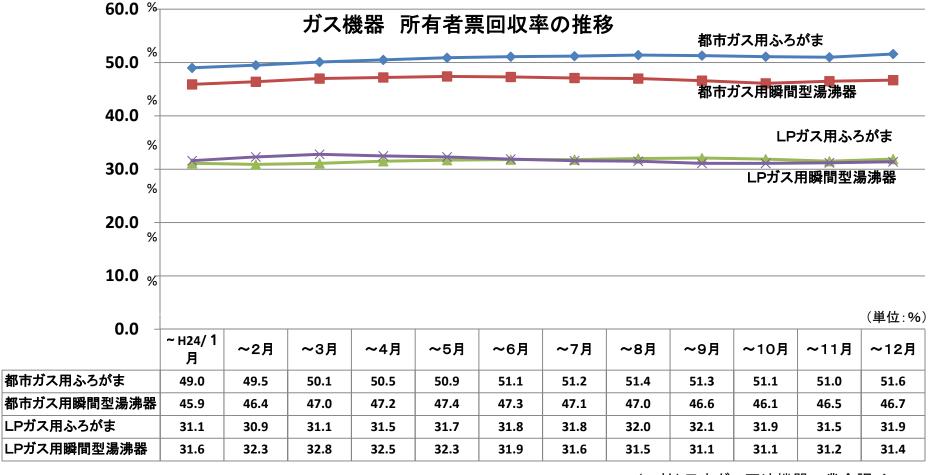


^{*} 第10回あんしん高度化ガス機器普及開発研究会資料より抜粋

6. 長期使用製品安全点検制度 について

(1)所有者票の登録状況について

- 消費生活用製品安全法では、LPガス販売事業者は特定保守製品を販売する場合に、お客様に所有者票の内容を 説明する義務と返送の代行等の協力を行う責務が課せられています。また、所有者票の代行記入が可能です。
- 特定保守製品の販売を行っているかにかかわらず、お客様に制度内容を周知する責務を課せられています。
- 下表によると、LPガス機器の登録率は都市ガスの機器と比べ低くなっています。保安確保のため、更なる所有者票登録の周知徹底をお願いいたします。



7. パロマ半密閉式湯沸器(LP)の回収状況について

標記湯沸器の事故は平成18年に発生し、その後経産省からLPガス販売事業者に対しても供給開始時点検調査・定期消費設備調査に係る月次報告が要請され、現在も継続しています。

平成19年には液石法施行規則の改正により帳簿に燃焼器のメーカー名、型式、製造年月を記載することとなり、6年以上が経過しています。

しかし、依然として回収されたものの中に使用中のものもあることから、再度周知徹底をお願いいたします。

発見された場所(主なもの)

- ・風呂、洗面所、脱衣所が長年使われず、誰も立ち入らなくなった場所。
- 学校や事業所で使わなくなったシャワー室やトイレ。
- ・かつては台所(厨房)だったが、今は物置になっている場所。
- ・使用しなくなった休憩所、離れ、別荘、保養所など。
- 取り外して置いたままにしていた物置。
- * お客様が「<u>そこにはガスが使われていない</u>」と思い込んでいるケースがほとんど

発見の経緯(主なもの)

- ・定期保安点検の際に、使用していない湯沸器はないか尋ねて発見。
- ・設備点検や古いガス器具の撤去依頼などの際に発見。
- ・ガスの開栓時に発見。
- ・古いアパートや空き家のリフォーム依頼により訪問した際に発見。

パロマ半密閉式湯沸器(LP)の回収状況

			33-0177			_						~ ~																						
都道府県	リスト数	対象製品	品確認数(200																															
			2006年7月	2011	11年1月~2013年6月																													
			~														2012	年										2	013호	F				
			2010年12月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月[4月	5月	6月
北海道	2,594	2,263	2,256	7	7									1							1		1	1				1			1			1
青森県	340	248	248		0																										\Box	igsquare	<u> </u>	
岩手県	201	165	165		0																										\sqcup	\longrightarrow	<u> </u>	
宮城県	300	201	199	2		1	1																								\sqcup	\vdash		_
秋田県	189	169	168	1		_													1												\longrightarrow		—	
山形県	136	126	126		0	-	-																								\vdash	\longrightarrow	-	├
福島県茨城県	140 60	85 68	85 66		2	-	-				1						1														\vdash	-		-
栃木県	221	163	162	1	_		 															1									\vdash	$\overline{}$	$\overline{}$	
群馬県	257	143	143																												\vdash	$\overline{}$		\vdash
埼玉県	659	236	236																													\Box		
千葉県	157	248	248		0																											\Box		
東京都	465	176	174	2					1											ж 1												\Box		
神奈川県	564	295	293	2					1																							1		
山梨県	124	48	48		0																													
新潟県	365	259	256	3				* 1		2																								
長野県	224	247	245															1													\sqcup	igwdow		1
富山県	303	263	262	1	_														1												\sqcup	\longrightarrow		
石川県	514	531	530	1	_		1																								\sqcup	\vdash		1
福井県	367	261	260	1			* 1																								\vdash	\vdash	<u> </u>	
静岡県	352	206	205	1	_	-	-		-		1									.											\vdash	\longrightarrow		\vdash
<u>岐阜県</u> 愛知県	298 240	220 186	219 184		2 * 1															1											\vdash	-		
三重県	124	138	138		2 * '																										\Box	\Box		\vdash
滋賀県	186	125	124	_																						ж 1						\Box		
京都府	149	82	81	_	i				1																							\Box		
大阪府	176	90	89	1	1																									1				
兵庫県	173	119	118	1	1											* 1																		
奈良県	58	52	51	1		1																												
和歌山県	52	54	53	_	1			1																							\sqcup	\longrightarrow	<u> </u>	
鳥取県	35	28	28	(\sqcup	\vdash		1
島根県	51	28	28	_	0	-	<u> </u>	_	-												_										\vdash			_
岡山県	262	236	235	1	0	+	1																								\vdash			\vdash
広島県 山口県	615 120	151 89	151 88	1	_	+																								1	\vdash	-		
徳島県	73	29	29		0	1	 									\vdash														1	\vdash	$\overline{}$		\vdash
香川県	73	35	35		0		\vdash					\vdash				\vdash					\vdash										$\vdash \vdash \vdash$	-		\vdash
愛媛県	138	98	97							1																						\Box		
高知県	75	81	81		0																													
福岡県	487	233	227	6	6								1	5																				
佐賀県	52	22	22	(_																													
長崎県	119	51	51		0																										$oxed{\Box}$			
熊本県	385	277	277		0		<u> </u>									Ш															\sqcup	igwdow	<u> </u>	\sqcup
大分県	157	93	91	2		_		1	1												_	_									\sqcup	\vdash		\sqcup
宮崎県	75	29	29		_		-														_										\longmapsto			\vdash
鹿児島県	281	210		1		-	-	-	-		-	<u> </u>	-	-		\vdash		1			-	-	-			-	-				$\vdash \vdash$			\vdash
沖縄県	60		48	2			-	2												-											\vdash			\vdash
総計	13,046	9,207	9,158	49	9 1	2	4	5	4	3	2	0	1	6	0	1	1	2	2	3	1	1	1	1	0	1	0	1	0	2	1	1	0	2
			 I女章羽 ** ** * * * ** ** ** ** ** ** ** ** **	45 # U.F	7 75				70.00	255.1.1	<u> </u>			'																	ш	-		-

2011年1月~2013年6月間に確認された対象製品49台のうち、6台(※印各1台)は使用中であったものです。

8. 最近の告示・通達等の改正について

(1) 緊急時対応に係る通達等の改正

保安機関がお客様から緊急時連絡を受ける際、自然災害等で固定電話が通じなくなった場合の補完的連絡先として携帯電話を認めるため、標記通達等が改正され、本年3月29日に施行されました。

〇 主な改正概要

- (1) 改正された基準等及び該当箇所
 - ・「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査等について」(平成17年4月1日付け平成17・03・16原8号)

別紙1「保安機関の認定について」の3.技術的能力について(3)緊急時対応の要件②のいちばん下

- ・通達(2 保安機関の認定について)
 - 2. 技術的能力について(4)緊急時対応の要件②のいちばん下

(2)追加された内容

自然災害等により、緊急時における一般消費者等からの連絡先としている携帯電話等以外の連絡ができないときに備えて、それを補完する連絡先を携帯電話とすることは差し支えない

(2) 給湯設備の転倒防止対策に関する告示の改正

大規模地震による給湯設備の転倒・移動による被害を防止するため、建設省告示が改正され、平成25年4月1日に施行されました。

同日以降、満水時15Kgを超える給湯設備はこの告示に従って転倒防止措置 を講じて設置いただくこととなります。

○ 告示の概要(詳細は次ページのチラシ参照)

- ・対象: 満水時の質量が15kgを超えるガス、石油、電気の給湯設備。
- ・転倒防止措置:原則として次のいずれかの方法による。
 - (1) 仕様規定: 質量等の区分に応じてアンカーボルトの径や埋め込み深さ、本数を規定(①底部固定、②底部+壁固定、③壁固定)
 - (2)計算確認:地震により生ずる力に対し安全上支障のないことを計算で確認することを規定。仕様 規定で適合確認ができない場合は、計算で確認。
- * この改正により、給湯設備の固定方法が建築確認申請時の審査対象となります。
- * 改正告示の対象機器及び機器ごとの施工方法等詳細は、メーカーの取扱説明書等に記載されます。
- * 設置する機器がこの告示の対象となるかも含め、具体的な内容等は、メーカーにお問い合わせください。
- * 関係情報はガス石油機器工業会のホームページにも掲載されています。 http://www.jgka.or.jp/information/2013/post-71.html

給湯設備(瞬間湯沸器、貯湯ユニット等)の 転倒防止対策に関する告示の改正について

大規模地震による給湯設備の転倒・移動による被害を防止するため、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1388号)」※が平成24年12月12日に改正されました。この改正により、15kgを超える給湯設備について、転停防止等の措置の基準が明確化されましたので、その内容をお知らせします。

※津級基準法施行令第129条の2の4第1項に基づき、建築投資の核洗耐力上安全な構造方法を定める告示

改正のポイント

対象機器

●満水時の質量が15kgを超える ガス、石油、電気の給湯設備が対象です。



全エコウィル、エネファーム、SOLAMO等に ついては貯温ユニットが対象 (発電ユニット等は告示の給温設備には該

(発電ユニット等は告示の給温設備には該当しませんが、機器の工事説明書に従って確実 に取り付け、据え付けしてください。)



瞬間湯滞器



エネファーム など

転倒防止措置 次の①②いずれかの方法とする必要があります。

①固定部位、設置場所、質量等に応じて規定された、アンカーボルト等の種類及び本数とする

(アンカーボルト等の仕様の例)

(1)底部を固定する場合

設置場所	質量	アンカーボルトの種類	本数
1階	200kg以下 (アスペクト比6以下)	径が6mm以上であり、かつ埋込長さが30mm以上であるおねじ形あと施工アンカー 又は、引張耐力が2.2kN/本以上のもの	4本以上

(2)据置型の上部を固定する場合

設置場所	質量	上部の緊結方法		底部の固定
1階	60kg以下	径が4.8mm以上であり、かつ有効打ち込み長さが15mm以上である木ネジ 1 又は、引張耐力の合計が0.3kN以上のアンカーボルト等	1本以上	不要(自立すること)
2階以上	60kg以下	径が4.8mm以上であり、かつ有効打ち込み長さが15mm以上である木ネジ 2 又は、引張耐力の合計が0.6kN以上のアンカーボルト等	2本以上	不要(自立すること)

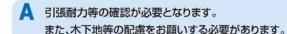
(3)壁掛けの場合

設置場所	質量	アンカーボルト等の種類	本数
1階	60kg以下	径が4.8mm以上であり、かつ有効打ち込み長さが12mm以上である木ネジ 又は、引張耐力が0.2kN/本以上のもの	4本以上
2階以上	60kg以下	径が4.8mm以上であり、かつ有効打ち込み長さが15mm以上である木ネジ 又は、引張耐力が0.3kN/本以上のもの	4本以上

②計算により安全上支障のないことを確認する

告示の施行 平成25年4月1日~

告示の施行により、変更となる点はありますか?



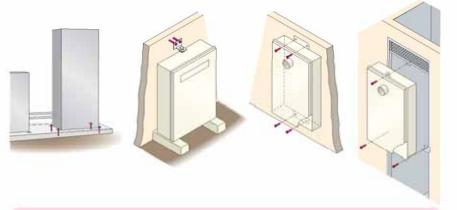


告示によって、仕様規定される固定方法の部位とはどこですか?

A 給湯設備を建築物の部分等に固定する部位です。 具体的には以下の例に示すような部位となります。



●貯湯ユニットを 基礎に固定する部位 据置型瞬間湯沸器の上部を 壁に固定する部位 壁掛型瞬間湯沸器を 壁に固定する部位 ●PS扉内設置の瞬間湯沸器を 金枠に固定する部位



○ 告示の施行後には、どのような対応が必要となりますか?

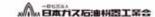
▲ 建築確認申請時に告示に適合していることを示す必要があるため、 建築主より計算書や根拠資料等の提出を求められる場合があります。 (提出資料の例)・アンカーボルト等の引張耐力を示す計算書

・ゲンカーボルト等の引張耐力を示す計



○ 告示はどこで入手できますか?

官報(平成24年12月12日号外270号)で入手できます。 *平成25年1月10日まではインターネット版「官報」でダウンロードできます。 官報URL:http://kanpou.npb.go.jp/









- 総社団法人 日本コミュニティーガス協会

9. 「平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」について

平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の構成

「保安対策指針」の位置付け:

- 〇販売事業者等(注)に対応を要請し、LPガス使用時の保安の維持・確保を図る
- ○前年度の取組を点検し、次年度に反映 注:販売事業者及び保安機関

保安対策指針の位置付け

1. 考え方

液石法は、実効性が高く、自主保 安活動の推進につながる保安規制 が基本

- ・事前規制は必要最小限
- 事後規制(立入検査等)で法令遵守を確保

2. 平成24年(度)の状況

(1)事故の発生状況

24年の事故件数は3年連続で増加、平成2年以来の高水準

- ·死亡者1名、負傷者88名
- ·深刻なCO中毒事故は依然発生

(2)法令遵守の状況

24年度は重大な法令違反はなかったが行政事務手続きの不備あり

一般消費者等増加認可の未申請、保安機関認定更新の遅延等

3. 取組の基本方針

法令の確実な遵守と適切な保安 対策の実施

自主保安高度化の一層の推進

業界団体が表明した対策の具体的・確実な実施

自然災害の発生に備えた万全 の保安対策の実施

重点事故防止対策3項目

- ①CO中毒事故
- ②一般消費者等起因事故
- ③LPガス販売事業者等起 因事故

全文は経済産業省ホームページに掲載

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/03/250329-3.html

. 要請4項目

- 1. 法令遵守の徹底
- ・経営者の保安確保へのコミットメン ト等
- 販売事業者等の義務の再認識
- 保安教育の確実な実施
- 販売所・営業所単位での保安確保
- 事業譲渡時等の保安業務の確実な 実施
- 2. 組織内のリスク管理の徹底
- 3. 事故防止対策
- ·CO中毒事故の防止対策
- 一般消費者等起因事故の防止対策
- LPガス販売事業者等起因事故の 防止対策
- ・その他:質量販売に係る事故の防止対策、積雪・除雪ミス事故の防止対策
- 4. 自然災害対策
- ・液化石油ガス部会報告・LPガス災害対策マニュアルの着実な実施

平成25年度液化石油ガス販売事業等保安対策指針の策定方針 (経済産業省液化石油ガス小委員会資料より抜粋)

「保安対策指針は、LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、前年度に発生したLPガス事故の実態、立入検査の結果等を踏まえ、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等の具体策を提示するもの。

. 平成25年度の保安対策指針の策定方針

下記1のとおり構成及び分量の見直しを行うとともに、平成24年度の保安対策指針の内容を基本的に踏襲しつ、下記2及び3のとおり、最近の事故、法令遵守の状況及び東日本大震災の教訓を反映。

- 1. 保安対策指針の構成及び分量の見直し
- 2. 平成24年の事故や法令違反の教訓の反映
- (1)CO中毒事故の防止対策
 - ① 平成24年、住宅において死亡事故が発生したことを踏まえ、住宅向けの対策も提示
 - ② 平成24年のCO中毒事故の主な原因が換気不良によるもの、メンテナンス不足によるものなどであることを踏まえ、業務用厨房における適切な清掃・メンテナンスを促進
- (2)一般消費者等に起因する事故の防止対策
 - ① 平成24年、点火ミス、立ち消え等による事故が一般消費者等起因の事故のうち最多で増加傾向にあることを 踏まえ、安全装置付き風呂釜・Siセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及を促進
 - ② 誤開放防止策としての閉栓カバーの設置について更なる普及を促進
- (3)LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策

平成24年、他工事業者に起因する事故が増加したことを踏まえ、他工事に伴う事故防止のための措置を徹底

- 3. 平成24年の自然災害による事故及び東日本大震災の教訓の反映
 - ① 雪害事故が引き続きLPガス事故の大きな部分を占めたことを踏まえ、積雪又は除雪による事故防止対策を徹底
 - ② 東日本大震災を始めこれまでの災害により得られた教訓を今後の保安活動に活かすために策定した「LPガス災害対策マニュアル」等の具体策の着実な実施を促進 58

. 保安対策指針の実効性を高める方策

経済産業省本省では、トップヒアリング、立入検査等を通じて本省所管事業者における保安対策指針の活用状況の把握及び自主保安活動の実施状況の確認に努めている。今後、産業保安監督部、都道府県においても、それぞれの所管事業者における保安対策指針の活用状況の把握を進めることが期待される。

このため、保安対策指針の実効性を一層高め、自主保安活動の取組の強化を図る観点から、1から3までの方策について、検討を進めてはどうか。

1. 具体的な要請事項の追加・廃止等

〇保安対策指針の策定に際して、今後、具体的な要請事項の追加・廃止を中心に、事業者、都道府県等の意見を伺い、適切に反映することとしてはどうか。

2. 行政機関における活用状況の把握・拡大

〇経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、それぞれの所管事業者における保安対策指針の 活用状況の一層の把握に努め、それを踏まえ、自主保安活動の徹底に向け、一層連携していくことが必要ではないか。

3. 各事業者における自主保安の更なる向上のための措置

〇自社の自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に取り組む事業者の拡大を図るため、保安優良液 化石油ガス販売事業者・事業所表彰の評価項目(別添。保安対策指針の項目を含む。)を活用し、自主保安活動 の自己診断を促進することとし、そのための具体的方策について検討を進めてはどうか。

10. 立入検査等について

(1)平成24年度立入検査の実施状況(本省)

- 〇15件(事業所)に立入検査を実施、・14件に指摘あり。いずれも担当官による口頭注意。
- 〇主な指摘事項:
 - ・液石法施行規則第28条第3号の「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」に関するもの8件(内訳: 当該事項自体の規定漏れ3件、当該事項について通達で示されている一般消費者等への連絡の未記載5件)
 - ・帳簿に係る不備(5件:4件が誤記入、1件が未記入)
 - ・行政手続等の不備(3件)

指摘例

委託契約関係について、規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)を記載すべきところ、委託契約書3件中2件に記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すべきこと。

また、契約書内に記載漏れが3件中1件見受けられたため、改めて記載内容を点検することが望ましいこと(立入検査後、指摘事項を踏まえてすべての受委託の契約書を見直す方針が伝えられ、順次見直結果の報告が行われている。)。

- 〇立入検査とは別に保安機関2社で法令違反を確認
 - ①一般消費者等の数の増加認可申請書の未提出 口頭注意
 - ②保安機関認定更新申請書を認定の満了する30日前を過ぎて提出 文書による改善指示

参照元アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/05/250510-1.html

(2)平成25年度立入検査の重点事項

- (1)保安業務に係る委託契約の内容
- (2)供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況
- (3)液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
- (4)液石法第16条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
- (5)バルク貯槽の安全弁の交換作業の実施状況
- (6)保安教育の実施状況
- (7)保安業務を委託している場合の実施結果の確認等業務主任者が行うべき職務の実施状況
- (8)液化石油ガス機器の経年管理状況
- (9)LPガス販売事業者等が備えるべき帳簿への記載状況
- (10)質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況

(3)保安業務委受託契約書・覚書の作成例

(高圧ガス保安協会「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」より抜粋)

収入印紙

保安業務委受託契約書(例)

○○液化石油ガス株式会社(以下「甲」という。)と、株式会社○○○保安機関(以下「乙」という。)は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「法」という。)第28条の規定に基づき、保安業務の委受託に関する契約を次のとおり締結する。

(委受託業務)

第1条 この契約において、甲及び乙が委受託する保安業務は、液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第29条の規定による次の各 号に掲げる業務とする。

(注)(注書きは契約書には記載しないこと。)

2. 乙が2、3、4号のいずれかの認定を受けており、1号の

3. 乙が6号の認定を受けており、7号の業務を委受託する

業務を委受託する場合には、1号も記載すること。

- (1) 供給開始時点検・調査
- (2) 容器交換時等供給設備点検 1. 委受託をしない事項については、記載しないこと。
- (3) 定期供給設備点検
- (4) 定期消費設備調查
- (5) 周知
- (6) 緊急時対応
- (7) 緊急時連絡

(委託に係る一般消費者等)

- 第2条 甲は、乙に保安業務を委託するとき及び委託後においては、次の各号により一般消費者 等の登録、変更等の手続きを行うものとする。
 - (1) 本契約締結時及び一般消費者等の追加時には、保安業務の委託に係る一般消費者等の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載した「保安業務 委託先一覧表」を乙に提出するものとする。

場合には7号も記載すること。

(2) 保安業務を委託した後において、「保安業務委託先一覧表」の記載事項の変更、一般 消費者等の削除等がある場合には、その都度「保安業務委託先変更連絡表」を乙に提出 するものとする。

(保安業務の範囲)

- 第3条 甲及び乙が委受託する保安業務の範囲は、次の各号によるものとする。
 - (1) 供給開始時点検・調査
 - ① 規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガス(以下「LPガス」という。)の最初の引渡し時のみにおいて行い、その結果を「液化石油ガス設備点検調査票」又は「バルク供給納品書兼保安点検票」により甲及び所有者又は占有者に通知する業務

ベルク供給に係る点検を委受託しない場合は、ベルク供給に係る記述を削除すること。以下同じ。

- ② 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認する業務 (注)再調査を委受託しない場合には、②は
- (2) 容器交換時等供給設備点検
- ① 規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が、充てん容器等の交換時 (充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上)、バル ク供給に係るものについては充てん作業時及び規則第37条第1号の表中下欄に掲げる 調査の回数が、毎月(容器に充てんされたLPガスを一般消費者等に引き渡さない月 を除く。)1回以上であるものについて行い、その結果を「容器交換時等点検調査票」 又は「バルク供給納品書兼保安点検票」により甲及び所有者又は占有者に通知する業務
- ② 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認する業務

(3) 定期供給設備点検

規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が、供給開始時及び充てん容器等の交換時(充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上)、バルク供給に係るものにあっては、6月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時であるもの以外の事項について行い、その結果を「液化石油ガス設備点検調査票」又は「バルク供給納品書兼保安点検票」により甲に通知する業務

(4) 定期消費設備調査

- ① 規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が、LPガスの最初の引渡し時及び毎月(容器に充てんされたLPガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。)1回以上であるもの以外の事項について行い、その結果を「液化石油ガス設備点検調査票」により甲及び所有者又は占有者に通知する業務
- ② 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認する業務
- 5) 周知

規則第27条の周知の内容を記載した書面により規則第38条の周知の方法で一般消費者 等に周知する業務

(6) 緊急時対応

法第27条第1項第4号の規定により、LPガスによる災害が発生し、又は発生するお それがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、甲に当該事 実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行う業務

- イ. 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適切な助言等を与えること。
- ロ. 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置 (点検、調査、何らかの措置が必要な場合の甲への連絡、安全が確認できた場合の 復帰作業等)を講ずること。

(7) 緊急時連絡

法第27条第1項第4号の規定により、LPガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、甲に当該事実を速やかに連絡するとともに、電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適切な助言等を与える業務

(保安業務の実施の方法)

第4条 保安業務の実施の方法は、乙が定める保安業務規程第3条の規定によるものとする。 (保安業務の実施結果の連絡の方法)

第5条 保安業務の実施結果の甲への連絡の方法は、乙が定める保安業務規程第4条の規定によるものとする。

(供給設備等の改善措置及び連絡)

第6条 甲は、供給設備又は消費設備が技術上の基準に不適合の連絡を乙から受けた場合は、速 やかに設備の改善措置、再調査等を行い、「月間(年間)通知・改善状況一覧表」により 乙に連絡するものとする。

(緊急措置)

- 第7条 保安業務の実施の結果、供給設備、消費設備等に異常を発見し、その改善に緊急を要し、 災害が発生するおそれがある場合は、甲及び乙は次の各号により緊急措置を行うものとす ス
 - (1) 乙は、適切な応急措置を行うと同時に、電話又はその他の方法により連やかにその旨を甲及び当該一般消費者等に通報するものとする。
 - (2) 甲は、前号の緊急通報を受けた時は、直ちに出動してその設備の改善措置を行い、その結果を乙及び当該一般消費者等に報告するものとする。

(一般消費者等が不在等の場合の措置)

第8条 乙が、保安業務を履行するために一般消費者等を訪問したとき、一般消費者等が不在又 は受託設備への立入りを拒否する等その履行ができない場合は、乙は次の各号に基づき措 置するものとする。

- (1) 乙が、2回訪問しても一般消費者等が不在又は受託設備への立ち入りを拒否した場合は、乙はその旨を甲に連絡するものとする。この場合、甲は一般消費者等に対し保安業務の履行について協力を促し、保安業務の履行可能な日時を乙に連絡するものとする。
- (2) 乙が、前号後段の連絡に基づき3回目の訪問をしても一般消費者等が不在又は受託設備への立入を拒否した場合は、乙は甲に対してその旨を文書で通知するものとし、通知を受けた甲は、その後の措置について乙と協議するものとする。

(基準適合義務等)

第9条 甲は、この契約を締結した後においても、法第16条の2の基準適合義務等及び法第20条 の業務主任者の職務等の条項によりLPガス販売事業者に課せられている法律上の責任と 義務を負うものとする。

(保安業務への協力)

第10条 甲は、乙の行う保安業務の内容を理解し、必要資料の提供、業務の合理化、設備の改善等について乙から協力を求められた場合は、正当な事由がない限りこれに協力するものとする。

(損害賠償責任)

- 第11条 乙が甲より委託を受けた保安業務の実施に関連して事故が発生し、第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については、次の各号によるものとする。
 - (1) 乙は、保安業務の遂行中に乙の過失により事故が発生し、一般消費者等に損害を与えた場合は、その事故に関する損害賠償上の責任を負うものとする。
 - (2) 甲は、保安業務等を乙に委託した甲の一般消費者等において、前号以外の設備の欠陥等に起因する事故が発生した場合は、その事故に関する損害賠償上の責任を負うものとする。

(免責事項)

第12条 乙は、地震等の天災、その他乙の責任に帰することのできない事由により、保安業務が 実施できなくなったときは、その責務を免れるものとする。

(委託料金)

- 第13条 保安業務の委託料金等については、次の各号によるものとする。
 - (1) 委託料金の明細については、別に定める「保安業務等委託料金明細表」によるものとする.
 - (2) 乙は、保安業務等の当月履行分の委託料金を、月末締切の上翌月〇日迄に、甲に請求 するものとする。
 - (3) 甲は、前号の当月履行分の委託料金を、翌月○○日迄に、乙に現金をもって支払うものとする
 - (4) 請求内容等に疑義を生じた場合は、甲乙双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。
 - (5) 委託料金は、経済情勢の変化その他特別の事由がある時は、甲乙双方の協議により改訂するものとする。

(契約の解除)

- 第14条 甲及び乙において次の各号に該当する事項が生じた時は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 甲及び乙が本契約に違反した時
 - (2) 甲が支払を停止し又は破産、和議、民事再生、会社更正若しくは会社整理の申し立てを行った時
 - (3) 甲が債務者又は連帯保証人として、差押、仮差押、強制執行、競売等の処分を受けた 時
 - (4) 甲及び乙がその事業について関係行政庁から登録又は認定の取消し又はこれらに準ず る命令を受けた時

(契約解除時の処理)

- 第15条 本契約を解除した時の処理は、次の各号によるものとする。
 - (1) 甲は、本契約終了と同時に、残債務全額を直ちに現金にて乙に支払うものとする。
 - (2) 乙は、甲から提出を受けていた書類一式を甲に返還するものとする。
 - (3) 甲及び乙は、一般消費者等に対する保安業務の継続に必要な事項について、本契約解除後も互いに協力するものとする。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、業務上又は取引上知り得た夫々の秘密をみだりに他に漏らさないものとする。

(個人情報の保護及び取扱い)

- 第17条 甲及び乙は、個人情報の保護及び取扱いについて適切な管理を行うものとし、業務上知り得た個人情報を次の各号の利用目的以外の用途に使用しないものとする。
 - (1) LPガスの供給を行うために利用
 - (2) LPガスの設備工事を行うために利用
 - (3) 規則第29条で定められた保安業務区分によるLPガスの保安業務を行うために利用
 - (4) ガス機器、警報器等販売、設置、修理・点検、アフターサービス
 - (5) 上記に関するサービス・製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析

(合意管轄)

第18条 本契約に関する訴訟 (手形、小切手訴訟を含む。) の管轄裁判所は、○○地方裁判所又は△△地方裁判所とし、提訴当事者がこれを選択できるものとする。

(契約条項の改訂)

第19条 社会情勢の変化、LPガスに関する法令の改正、その他の重大な事由により契約条項に 改訂の必要が生じた時は、甲乙協議の上、改訂できるものとする。

(契約期間)

第20条 この契約の有効期間は、契約締結の日から起算して2ケ年とする。

ただし、契約期間満了の3ケ月前迄に、甲乙双方から文書による別段の意思表示がない時は、更に2ケ年延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第21条 本契約に定めのない事項について保安業務等の委受託上疑義を生じた時は、甲乙双方が 誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、この契約の証として本書弐通を作成し、甲乙双方記名捺印の上各壱通を保有するものとする。

甲 所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

名 称 ○○液化石油ガス株式会社

代表者名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

Ħ

印

乙 所在地 ○○県○○市□□町□丁目□□番地

名 称 株式会社○○○保安機関

代表者名 代表取締役 □ □ □ □

【参考資料】 保安業務の委託に関する法律・規則・通達の規定

(保安業務の委託)

- 法第28条 液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
 - 一 委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法
 - 三 前2号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(委託契約に係る記載事項)

規則第28条 法第28条第3号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保安業務を実施した結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法
- 二 委託に係る一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項
- 三 委託に係る供給設備又は消費設備について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項

規則第28条 (委託契約に係る記載事項) 関係

第3号中「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」とは、

- (1) 供給設備について災害が発生するおそれのある場合には、供給設備の種類及び所在 地、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡する相手方(液化石油ガス販売事業 者及び一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合にあっては当該一般消費者等)を いう。
- (2) 消費設備について災害が発生するおそれのある場合には、消費設備の種類その消費 設備を使用する一般消費者等の氏名及び住所、予見される災害の内容並びに保安機関 が連絡すべき相手方(液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等)をいう。
- (注) 以前の保安業務の委受託契約書の作成例では、第7条(緊急措置)の中で甲、乙間での緊急措置についての記載はありますが、一般消費者等についての記載がありませんでした。

規則第28条関係通達では、「災害が発生するおそれのある場合」にあっては、一般 消費者等にも連絡が必要となっているため、今回の作成例では、第7条本文に「災害 が発生するおそれがある場合」を追加し、応急措置、改善措置の後に「当該一般消費 者等」を追加しました。(作成例の波線部分)

なお、保安業務の委受託契約書をすでに取り交わしている場合にあっては、作成例の第7条について、「災害が発生するおそれがある場合」、「当該一般消費者等」を加えた「覚書」を作成し、締結することが望まれます。

上記については、本省所管事業者の立入検査で指摘があり、日液協事務局から本省 所管事業者に「覚書」で対処するように連絡がありました。

☆次ページに「覚書」の作成例を記載しましたので参考にしてください。

《覚書の作成例》

覚 書

○○○○ガス株式会社(以下「甲」という。)と□□□□点検・調査株式会社(以下「乙」という。)は、すでに取り交わしている保安業務委受託契約書第7条(緊急措置)の記載内容の一部を変更するため、次のとおり覚書を締結する。

《旧記載内容》

(緊急措置)

- 第7条 保安業務の実施の結果、供給設備、消費設備等に異常を発見し、その改善に緊急を要すると認めた場合は、甲及び乙は次の各号により緊急措置を行うものとする。
 - (1) 乙は、適切な応急措置を行うと同時に、電話又はその他の方法により速やかにその旨を甲に通報するものとする。
 - (2) 甲は、前号の緊急通報を受けた時は、直ちに出動してその設備の改善措置を行い、その結果を乙に報告するものとする。

《変更後記載内容》

(緊急措置)

- 第7条 保安業務の実施の結果、供給設備、消費設備等に異常を発見し、その改善に緊急を要し、 災害が発生するおそれがある場合は、甲及び乙は次の各号により緊急措置を行うものとす る。
 - (1) 乙は、適切な応急措置を行うと同時に、電話又はその他の方法により速やかにその旨を甲及び当該一般消費者等に通報するものとする。
 - (2) 甲は、前号の緊急通報を受けた時は、直ちに出動してその設備の改善措置を行い、その結果を乙及び当該一般消費者等に報告するものとする。

以上、この覚書の証として本書弐通を作成し、甲乙双方記名捺印の上各壱通を保有するものとする。

覚書締結年月日 平成○○年○○月○○日

甲 所在地

代表者名

乙 所在地

印

(注) 乙は、委受託に係る保安業務の実施事業所の所在地・名称を記載すること。

参照元アドレス(経済産業省ホームページ内)

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/shinseitetsuzuki.html (該当箇所は上記アドレス内の「第7章 参考資料」の項目に入っています) 64

9. 災害対応について

(1) 都道府県協会防災協定締結状況(平成25年3月31日時点)

• /	Н		_,,			/J/J	_	7.5		נונוו	•		12 41.1H	V\17	- , ,
都道府県	Į,	締結	指定 都市	締結	市	締結	特別 区	締結	₩Ţ	締結	村	締結	自治体 合計	締結数 合計	締結率
北海道	1		1	1	34	34			129	129	15	15	180	179	999
青森県	1	1			10	1			22	1	8		41	3	79
秋田県	1				13				9		3		26	0	0
岩手県	1	1			13	12			15	14	5	5	34	32	94
宮城県	1		1		12	4			21		1		36	4	113
山形県	1	1			13	3			19		3		36	4	11
福島県	1				13	8			31	3	15		60	11	18
栃木県	1	1			14				12				27	1	4.
茨城県	1	1			32	6			10		2	1	45	8	18.
千葉県	1	1	1	1	36	35			16	16	1	1	55	54	98
埼玉県	1	1	1		39	22			22	6	1		64	29	45
群馬県	1	1			12	3			15	1	8		36	5	14.
東京都	1				26	13	23	6	5		8		63	19	30
神奈川県	1	1	3	3	16	16			13	13	1	1	34	34	100
新潟県	1	1	1		19	19			6	6	4	4	31	30	97
長野県	1	1			19	3			23	1	35		78	5	6
山梨県	1	1			13				8		6		28	1	4
静岡県	1		2	2	21	21			12				36	23	64
愛知県	1	1	1		37	13			14	3	2		55	17	31
三重県	1	1			14	4			15	3			30	8	27
岐阜県	1	1			21	17			19	15	2	2	43	35	81
富山県	1	1			10	10			4	4	1	1	16	16	100
石川県	1				11	11			8	8			20	19	95

			•	<u> </u>					, 7.	11/						
都	道府!	県	締結	指定 都市	締結	市	締結	特別 区	締結	₩Ţ	締結	村	締結	自治体 合計	締結数 合計	締結率
福井	‡ 県	1	1			9	9			8	8			18	18	100%
滋賀	具具	1	1			13	13			6	6			20	20	100%
京者	多府	1		1	1	14	14			10	10	1	1	27	26	96%
奈良	見県	1	1			12	3			15		12		40	4	10%
和歌	山県	1	1			9	2			20	7	1		31	10	32%
大阪	反府	1		2	1	31	12			9	1	1		44	14	32%
兵庫	1 県	1		1		28	2			12	2			42	4	10%
鳥耶	又県	1	1			4	1			14		1		20	2	10%
岡山	」県	1	1	1		14	3			10		2		28	4	14%
島根	艮県	1	1			8				10		1		20	1	5%
広島	,県	1	1	1		13				9				24	1	4%
ШС	」県	1	1			13	1			6				20	2	10%
徳島	,県	1	1			8				15		1		25	1	4%
香川	川県	1	1			8	4			9				18	5	28%
高知	口県	1	1			11	11			17	12	6	5	35	29	83%
愛奶	爰県	1	1			11	10			9	6			21	17	81%
福岡	引県	1	1	2		26	1			30		2		61	2	3%
佐賀	具県	1	1			10				10				21	1	5%
長嶋		1	1			13	9			8	1			22	11	50%
大名	臬~	1				14	8			3		1		19	8	42%
熊本	早	1	1	1		13				23		8		46	1	2%
宮崎	奇県	1	1			9	6			14	3	3		27	10	37%
鹿児.		1				19	18			20	19	4	2	44	39	89%
沖縄	■ 県	1				11				11		19		42	0	0%
合	計	47	34	20	9	769	382	23	6	746	298	184	38	1,789	767	43%

^{*} 北海道は道内全市町村と締結していることから道庁とは締結していない。

^{*}出典:(財)地方自治情報センター/都道府県別市区町村数(平成24年10月1日現在)

(2) 充てん所等の耐震診断、改修に係わる補助事業の概要

現在、耐震診断、耐震性向上を図るための改修工事に対して補助事業が実施されています。 耐震に関する補助事業は次の2事業があり概要は次表のとおりです。 なお、詳細は窓口である日本LPガス団体協議会及び日本エルピーガスプラント協会HPに掲載されています。

充てん所の耐震等補助金

名 称	中小企業産業保安施設等 防災診断事業補助金	充てん所貯槽耐震整備事業補助金				
所 管	経済産業省 保安課	経済産業省 石油流通課				
受付窓口	(一社)日本エルピーガスプラント協会 http://www.jlpa.or.jp/ Tel:03-5777-6167	日本LPガス団体協議会 <u>http://www.nichidankyo.gr.jp/</u> Tel:03-5511-1420				
予算額	約1.4億円	約2.2億円				
目的	中小企業が保有する産業保安施設等に ついて、耐震基準への適合状況を調査する 事業に必要となる経費の一部を補助するこ とにより災害への対策を推進する。	石油ガス充てん所内に設置されている石油ガス貯槽を 将来的に発生する可能性があり得る高レベルの地震動に おいても、貯槽内の石油ガスの気密性が保持される耐震 性能を有する設備に改善するために要する経費の一部を 補助することにより、石油ガス充てん所設備の耐震性を強 化し保安の向上及び石油ガスの安定供給の確保を図るこ とを目的とする。				
対象 事業者	①高圧ガス保安法上の「製造」、又は「貯蔵」に係わる都道府県知事の許可、又は届出事業者 ②液化石油ガス法上の特定供給設備に係わる都道府県知事許可事業者可燃性ガス又は毒性ガスを扱う者に限る (注)石油ガスの場合、充てん所、オートガススタンド、工業用消費者	石油販売事業に供する石油ガス充てん所の所有者等				

名 称	中小企業産業保安施設等防災診断事業補助金	充てん所貯槽耐震整備事業補助金
事業者 規模	中小企業法に定める中小企業者並びに中小企業者が含まれる組 合	制約なし
補助対象	高圧ガス保安法、又は液石法における塔類、槽類若しくは配管であり、下記事項のいずれかを満たすこと。 なお、いずれも当該設備の支持構造物、及び基礎を含む。 ①塔類の場合(注1) a) 反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備(貯槽を除く。)であって当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが5m以上のもの b) 凝縮器であって縦置円筒形で胴部の長さが5m以上のもの 2) 貯槽の場合(注1) a) 貯槽であって貯蔵能力が300㎡、又は3トン以上のもの b) 受液器であって内容積が5,000リットル以上のもの 3配管の場合(注2) a) 冷媒設備に係わる配管(外径が45mm以上)であって内容積が3㎡以上のもの、又は耐震設計構造物である塔槽類に接続されているもの b) 高圧ガス設備に係わる地盤面上の配管(外径45mm以上)であって、地震防災遮断弁で区切られた間の内容積が3㎡以上のもの、又は耐震設計構造物である塔槽類から地震防災遮断弁までの間のもの c) 液石法の特定供給設備において液状の液化石油ガスが通る地盤面上の受入管、及び供給管(外径45mm以上)であって、耐震設計構造物である貯槽から地震防災遮断弁までの間のもの	石油ガス販売事業者等が保有する石油ガス充てん所内に設置されている石油ガス貯槽 貯蔵能力3トン以上のものであること 【石油ガス充てん所とは】 高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受け、液化石油ガス製造のための施設を設置している充てん所であって、直接又は間接に液化石油ガス法第2条第2項に定める一般消費者に、次のいずれかに該当する場合を除く。 1) 専ら、道路運送車両法第2条第2項に定める自動車に燃料として充てんを行う充てん所 2) 専ら、エアゾール、ガスライターガス又は石油ガスこんろ(カセットこんろ) 中ら、エアゾール、ガスライターガススに限る。) 用燃料ガスの充てんを行う充てん所

名 称	中小企業産業保安施設等防災診断事業補助金	充てん所貯槽耐震整備事業補助金
補助内容	高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56年10月26日通商産業省告示第515号)(「耐震告示」)に対する適合状況の調査(注3)に係わる費用(貯槽、基礎、配管における耐震性能の適合可否の診断)	
補助率	補助対象経費の1/2、上限10,000千円	補助対象経費の2/3
募集期間	平成25年3月19日〜平成26年3月31日 公募期間中であっても予算額に達した時点で募 集締め切り	平成25年4月19日(金)~平成25年9月30日(月) 公募期間中であっても予算額に達した時点で募集 締め切り

- (注1) 塔、貯槽(基礎含む) 昭和57年3月末まで設置の許可、又は変更の許可を受けたもの
- (注2)配管 平成10年3月末までに設置の許可、又は変更の許可を受けたもの
- (注3) 「適合状況の調査」とは、耐震告示に定めるレベル1地震動に対する「レベル1耐震性能」及びレベル2地震動に対する「レベル2耐震性能」の評価により適合状況を判定することを意味する。 ただし、実施にあたっては、「レベル1耐震性能」を行うこととし、「レベル2耐震性能」評価の実施については地盤変状(液状化)に対する評価を含めて事業者判断とする。
- (注4)耐震性能調査が重複となる。(同じ内容の調査費用をこの2つの補助金事業に対して重複申請はできない)
- (注5)設備補強が補助内容であり基礎改修に伴い貯槽を新設する場合の貯槽は対象外